
新 環 境 セ ン タ ー 一 整 備 事 業
入 札 説 明 書 等 に 関 す る 質 問 へ の 回 答 書
(第 1 回)

令 和 4 年 1 0 月 2 4 日

大 分 市

入札説明書等に関する質問回答（入札説明書）

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	2				18 搬入禁止物	「市の「家庭ごみ分別辞典 資源ごみとごみの分け方・出し方」について、「市」とは大分市殿を示し、他の構成市においても統一されるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	8	第2章	10	(3)	イ	「—また、PFI事業者は、本施設に直接ごみを搬入する者より、市が定める施設使用料を、市に代わり徴収する。なお、施設使用料は、市の収入とする。徴収方法については提案も可とするが、市と協議のうえで決定するものとする。」とありますが、事業予定地内にSPCを設立することは不可とされていることもあり、保安上の観点から「本施設（エネルギー回収型廃棄物処理施設）の運営を行う者」に再委託し、代行させてもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 但し、地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、別途、徴収の事務委託契約を締結する必要があります。
3	8	第2章	10	(3)	運營業務 イ	施設使用料の徴収方法は提案可とありますが、市民の利便性向上を目的として電子マネー決済等を導入する場合、決済手数料は市の負担として協議頂けるものと理解してよろしいでしょうか。	原則、市の負担としますが、手数料が他の事例と照らし、高いと判断する場合は、協議によるものとします。
4	9	第2章	10	(4)	余熱利用施設運營業務 イ	施設使用料の徴収方法は提案可とありますが、市民の利便性向上を目的として電子マネー決済等を導入する場合、決済手数料は市の負担として協議頂けるものと理解してよろしいでしょうか。	原則、市の負担としますが、手数料が他の事例と照らし、高いと判断する場合は、協議によるものとします。
5	9	第2章	11	(4)		市が行う関連工事として「自営線敷設工事及び国道10号上尾トンネル北交差点改良工事発注に係る手続き及び工事監理等」が挙げられていますが、本工事に基づき発生する事象（建設期間の工程の変更、運営開始の遅延等）は、「発注者の責めに帰すべき事由」に分類されるという理解でよろしいでしょうか。例えば、本工事の影響で運営開始が遅延し受注者に損害が生じた場合は、事業契約第40条第1項に該当すると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	9	第2章	11	(9)		「市民への対応は原則としてPFI事業者が行うが、市は、周辺住民からの意見や苦情への対応や説明をPFI事業者と連携して行う。」とありますが、具体的には入札説明書49頁「近隣対応リスク」に記載の通り、「本施設の設置そのものに対する住民反対運動等」は貴市が、「それ以外のもの」はPFI事業者が主体となり対応していくものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	10	第2章	11	(12)	別途委託事業者の発注・営埋業務 シ	別途委託事業者の業務として、マテリアルリサイクル施設の管理部分清掃業務とありますが、当該管理部分について具体的にお示し頂けますでしょうか。	要求水準書P200表2-50に示す、破碎機室、処理機械各室、圧縮機室、電気室、職員控室、休憩室兼仮眠室、更衣室、収納庫以外の諸室等を対象とします。
8	10	第2章	11	(12)	別途委託事業者の発注・営埋業務	別途発注業者が使用する光熱水費用は、PFI事業者の負担範囲外と理解してよろしいでしょうか。	別途委託事業者がマテリアルリサイクル推進施設において使用する光熱水費は、PFI事業者の負担とします。
9	13	第3章	1	(2)イ	本施設の建築物の設計・建設を行う者の要件	示された全ての要件を満たす者を含め複数の企業で実施する場合において、一部建築物の設計のみ実施する者は、(イ)の要件（一級建築士事務所登録）を行っていただければ起用可という理解でよろしいでしょうか。	お見込みとおりです。
10	17	第3章	1	(2)オ	余熱利用施設の運營業務を行う者の要件	公衆浴場（公衆浴場法第1条第1項で規定するもののうち、主に利用者の健康増進を目的としたものであること。）についての運営実績を有していることを証明する書類とありますが、各自自治体の公衆浴場法に基づく営業許可申請を取得した施設であり、営業許可申請は健康増進を目的として登録はしていないものの、本事業同様に一般廃棄物処理施設の余熱を利用した健康増進施設が設置目的の施設の運営実績があります。こうした実績で本要件を御認め頂けないでしょうか。 また、実績を証するために、当該施設の①公衆浴場営業許可書②健康増進に資する施設として設置されたことを示す仕様書該当箇所を参加資格申請時に提出いたします。	左記の条件で可とします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
11	17	第3章	1	(4)	ア	事業用地内にSPCの住所を登記させて頂けないでしょうか。 事業用地外に住所を設ける場合、住所登録のためだけの事務所の賃借料、事務所宛に届く国等の郵便物收受の負荷等のコストが生じるので、事業費増大に影響いたします。 また、事業用地内にSPCの住所を登記いただくことが可能な際には、建設時の現場仮設事務所設立からSPCの住所を事業用地内にさせていただきたく願います。	入札説明書のとおりとします。
12	21	第4章	2	(5)	契約保証金 ア 設計・建設期間における保証	設計・建設期間について発注者に差し入れる際の保証は、保証総額を各工事等を担当する企業で分割・分担し、各企業毎の差し入れ（PFI事業者が各企業毎の保証を取り纏めた上で発注者に差し入れ）としてもよろしいでしょうか。	可とします。 ただし、当該保証の差し入れだけでなく、保証適用時の協議に当たっては、市はPFI事業者を協議の相手方とすることをご認識ください。
13	21	第4章	2	(5)	イ 運営期間における保証	運営期間における保証について、発注者に差し入れる際の保証は、保証総額を各運営業務を担当する企業で分割・分担し、各企業毎の差し入れ（PFI事業者が各企業毎の保証を取り纏めた上で発注者に差し入れ）を行うことも選択肢として可能であるという認識でよろしいでしょうか。	可とします。 ただし、当該保証の差し入れだけでなく、保証適用時の協議に当たっては、市はPFI事業者を協議の相手方とすることをご認識ください。
14	33	第7章	2		入札参加資格確認申請時の提出書類	入札参加資格確認申請の提出書類はA4版・縦・左綴じ、とありますが、任意のA4ファイルでの提出可との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
15	33	第7章	2		入札参加資格確認申請時の提出書類	入札参加資格確認申請の提出書類は3部（正本1部、副本2部）、とありますが、副本については、押印書類等、正本を複写した同内容のものを提出するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
16	33	第7章	4	(3)	添付資料及び提案図書概要	様式集の順番で1冊にまとめ、とありますが、インデックス等で分け、提案書と同じファイルにまとめることも可能でしょうか。	可とします。
17	33	第7章	4			提案書、施設計画図書の形式に関し、インデックスについてはご指定はないものと認識しております。インデックスについては貴市が確認しやすいよう、適宜付すということでもよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
18	34	第7章	5		提案概要版（外部公表用）	提案書と同じファイルにまとめ、インデックス等で分けて提出することも可能でしょうか。	可とします。
19	34	第7章	6	(2)	要求水準書範囲外の提案について	「要求水準書に規定されている内容（業務範囲及び仕様）以外の提案については、予め入札説明書等に関する質問及び対面的対話において、市に確認し、了解を得たものに限り有効とする。市の了解を得ずに提案を行った場合には、落札者選定基準書に示す事前審査において、失格とする場合があるので注意すること。なお、質問内容が入札参加者のノウハウに関する場合には、個別に回答する場合がある。」とありますが、入札説明書等に関する質問及び対面的対話における入札参加者のノウハウに係る質問は、入札参加者側から質問を行う時点でその旨を示しておき、個別回答だけでなく、質問自体も非公開にさせていただけるという理解でよろしいでしょうか。	入札参加者のノウハウに係る質問・回答の非公開に関する取扱いについては、お見込みのとおりです。 ただし、入札参加者のノウハウに係る質問であっても、入札説明書等の内容や条件の変更、追加等に該当する場合には、本入札の公平性確保のために公開します。 なお、入札参加者のノウハウに係る質問は、対面的対話時に行ってください。
20	35	第7章	6	(4)	雇用等への配慮	地元雇用の定義について、構成市町在住者であることを証明する書類は受注後に事業者と市が協議し定めるものとしてもよろしいでしょうか。	可とします。
21	40	別紙3	2	(1)	ウ 建設一時払金（地方債）	「なお、入札時に想定した交付金額は、設計・建設費総額が変更とならない限り、変更しないものとしており、変更により発生する地方債の充当額の変更が生じた場合、それによって生じた費用は、事業者の負担とする。」とあります。様式第14号（別紙2）の項目に設計費があり、事業者は過去に設計費を交付対象事業として計上したことはありませんが、項目通り設計費を分けて交付対象事業として入札し、実施段階において交付対象外となった場合は、PFI事業者の責ではなく、これにより生じた費用は貴市にて負担いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	循環型社会形成推進交付金交付要綱及び要領等において、施設整備に係る設計は、施設整備に関する計画支援に係る事業に含まれています。 （環境省確認済み） 金額及び内容に関しては、事業者の経験に基づき、ご提案ください。 なお、入札時に想定した交付金額は、設計・建設費総額が変更とならない限り、変更しないものとしており、変更により発生する地方債の充当額の変更が生じた場合、それによって生じた費用は、事業者の負担とします。
22	40	別紙3	2	(1)	設計・建設業務に係る対価	支払の対象になる費用の「②その他費用」とは、「運営業務に係る対価」に含まれない、SPCの設立費用、設計・建設期間のSPCで生じる費用（開業準備費用）、資金調達等に係る費用や、割賦金利が含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご提案ください。 ただし、落札者となった場合は、内訳の提示を求めます。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
23	40	別紙3	2	(1)	設計・建設業務に係る対価	PFI事業者の帰すべき事由によらず設計・建設費総額の増加（設計変更や対価の改訂を含む）または建設一次払金（交付金・基金・地方債）が減額される場合の差額分のお支払い方法については、原則一括で支払っていただくこととし、それ以外の整備割賦払金の増額による支払方法については協議とさせていただけないでしょうか。 融資契約締結後に整備割賦払金の増額の変更契約を行う場合、追加の資金調達については、対応に当たり追加的に発生する金融費用を貴市にご負担いただく必要があることや、対応の可否について融資金融機関との協議や審査手続きが必要となることから、PFI事業者に割賦払金の増額に応じる義務を負わせない形としていただきますようお願いいたします。	原則一括支払いとしますが、金額と予算の関係から、その実行を含め、協議を行います。
24	40	別紙3	2	(1)ア、ウ	建設一次払金（交付金）（地方債）	入札時に想定した交付金額は、設計・建設費総額が変更とならない限り、変更しないものとし、変更する場合に発生する費用は、PFI事業者の負担とするとありますが、P49別紙4リスク分担表の交付金リスク欄の通り、PFI事業者の事由によらないものは市の負担でお願いします。	お見込みのとおりです。 なお、交付対象範囲を誤った場合等は、PFI事業者の責となります。
25	40	別紙3	2	(1)	ア 建設一時払金（交付金）	「－なお、入札時に想定した交付金額は、設計・建設費総額が変更とならない限り、変更しないものとし、変更する場合に発生する費用は、PFI事業者の負担とする。」とありますが、PFI事業者の帰すべき事由によらず設計・建設費総額の増加又は建設一次払金（交付金）が減額される場合の差額分のお支払い方法については、原則一括で支払っていただくこととし、それ以外の整備割賦払金の増額による支払方法については協議とさせていただけないでしょうか。 融資契約締結後に整備割賦払金の増額の変更契約を行う場合、追加の資金調達については、対応に当たり追加的に発生する金融費用を貴市にご負担いただく必要があることや、対応の可否について融資金融機関との協議や審査手続きが必要となることから、PFI事業者に割賦払金の増額に応じる義務を負わせない形としていただきますようお願いいたします。	No. 23をご参照ください。
26	40	別紙3	2	(1)	ウ 建設一次払い金（地方債）	「－なお、入札時に想定した交付金額は、設計・建設費総額が変更とならない限り、変更しないものとしており、変更により発生する地方債の充当額の変更が生じた場合、それによって生じた費用は、PFI事業者の負担とする。」とありますが、PFI事業者の帰すべき事由によらず設計・建設費総額の増加又は建設一次払金（交付金・地方債）が減額される場合の差額分のお支払い方法については、原則一括で支払っていただくこととし、それ以外の整備割賦払金の増額による支払方法については協議とさせていただけないでしょうか。 融資契約締結後に整備割賦払金の増額の変更契約を行う場合、追加の資金調達については、対応に当たり追加的に発生する金融費用を貴市にご負担いただく必要があることや、対応の可否について融資金融機関との協議や審査手続きが必要となることから、PFI事業者に割賦払金の増額に応じる義務を負わせない形としていただきますようお願いいたします。	No. 23をご参照ください。
27	40	別紙3	2	(1)	ウ 建設一次払い金（地方債）	施設整備費のうち交付対象・交付対象外のもの共に地方債対象とされていますが、地方債対象とならない施設整備費があるものと思料いたします（例：余热利用施設、多目的広場等）。これらについては、起債対象外として全額民間資金調達として扱い、様式第14号別紙3等においてもそれが分かるような記載をいたしますがよろしいでしょうか。	可とします。 なお、地方債同意等基準運用要綱等を確認の上、地方債対象となるかを事業者の経験に基づき、提案ください。
28	41	別紙3	2	(1)	交付金、地方債等の算定	基金総額は10億円とし、大分市における令和9年度の民間負担額に対し、①マテリアルリサイクル推進施設、②スプレー缶等保管施設、③環境啓発施設のみ、④エネルギー回収型廃棄物処理施設の順に充当するとありますが、①に基金を充当した残金分を②、その残金分を③の用に充当するという理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
29	42	別紙3	2	(1)	交付金、地方債等の算定 その他の施設	エネルギー回収型廃棄物処理施設面積相当（A%）、マテリアルリサイクル推進施設面積相当（B%）とありますが、面積は、建築面積、延床面積、その他の面積等、基準とされる面積の種類をご教示お願いいたします。	建築面積です。 表外の※5)をご参照ください。
30	42	別紙3	2	(1)	エ 整備割賦払金	東京スワップレート（TONA 参照）とは、Refinitivより提供されている東京スワップレファレンスレート（TONA 参照）として JPTSRT0A=RFTB に掲示されている TONA ベースの（円/円）金利スワップレートを指すとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
31	43	別紙3	2	(2)	運営業に関わる対価 /売電インセンティブ	売電インセンティブに関する*5について、売電インセンティブの支払いは翌期の4/四期支払に加算となっておりますが、会計および税務上、当該年度の収益は当年度に処理する必要があるため、当該年度の4/四期に変更いただけないでしょうか。もしくは、当該年度金額確定後速やかに事業者へ金額を通知頂けないでしょうか。	支払い時期は※5のとおりです。 当該年度金額確定後速やかに事業者へ金額を通知します。 ※9の確認期間は「運営期間開始後の毎事業年度につき4月から3月の1年間とする（初年度は10月から3月までとする。）」に変更します。
32	44	別紙3	2	(2)	ア 余熱利用施設運営業務 運営費の算定方法売電 インセンティブフィー	インセンティブフィーに上限はありますか。	インセンティブフィーについては、上限を設定しております。 ※5をご参照ください。
33	44	別紙3	2	(3)	ア 余熱利用施設運営業務 運営費の算定方法	余熱利用施設における「浴場用」の水道料金につきまして、大分市上下水道局より以下の条件を満たせば適用可能であることを確認しております。 ①大分市保健所より公衆浴場としての営業許可取得 ②浴場専用の水量把握の為のメーター設置 ③1人当たりの最も高額な入湯料が500円以下であること つきましては、③については今後ご検討されると思料しますが、事業者にて①②を満足することを前提として、入札価格の算定においては「浴場用」の水道料金を適用してもよろしいでしょうか。	可とします。
34	44	別紙3	3	(1)	ア 建設一次払金	各年度の支払時期は、令和8年度までの出来高の支払は、3末で当該年度の出来高確認が行われ、その後1-2か月以内に貴市から支払われ、令和9年度の出来高の支払は、9末で当該年度の出来高確認及び引渡しを行われ、その後1-2か月以内に貴市から支払われるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
35	44	別紙3	3	(1)	ア 建設一次払金	建設一次払金（交付金・基金・地方債）の支払時は、消費税を加算した金額が支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	交付金、地方債についてはお見込みのとおりです。基金については、消費税額を含めて10億円を支払うものとします。
36	44	別紙3	3 対価の 支払方法	(1)	設計・建設業務に係る 対価 ア 建設一時払金	「建設一時払金は、設計・建設期間の各年度の出来高に応じて支払う。…」との記載がありますが、事業契約書第28条第2項(1)に定める出来高確認後の貴市からPFI事業者への支払期日が記載されていません。PFI事業者のキャッシュフロー等を策定するうえで必要な条件ですので、支払期日をご提示ください。一般的には、貴市がPFI事業者から請求書を受領後、30日以内にお支払いいただくものと存じます。	建設一時払金の支払期日については、記載しております。 P44_3 (1) ア 建設一時払金をご参照ください。
37	44	別紙3	3 対価の 支払方法	(1)	設計・建設業務に係る 対価 ア 建設一時払金	「建設一時払金は、設計・建設期間の各年度の出来高に応じて支払う。…」との記載がありますが、事業契約書第28条第2項(1)に定める出来高確認後の貴市からPFI事業者への支払期日が記載されていません。PFI事業者のキャッシュフロー等を策定するうえで必要な条件ですので、支払期日をご提示ください。一般的には、貴市がPFI事業者から請求書を受領後、30日以内にお支払いいただくものと存じます。	No. 36をご参照ください。
38	45	別紙3	3	(2)	ア (カ)	決算時期（当該年4月～翌年3月）との整合を図るため、売電量の確認期間を、当該年4月～翌年3月へ変更いただけないでしょうか。	No. 31をご参照ください。
39	45	別紙3	4	(1)	ア(ア)建設一時払金	設計・建設業務に係る物価変動に基づく対価の見直しを行う際に（初回精算時）使用する指標について、初回請求時の比較対象はP50の4イ(2)改定の条件に記載と同じく令和4年8月末時点で公表されている指標と考えてよろしいでしょうか。	詳細は、PFI事業者との協議によりますが、基準日は令和5年1月（入札提案書提出月）と考えます。
40	46	別紙3	4	(1)ア(ア)②		「なお、変動前残工事代金額と変動後残工事代金額の差額の算定及び当該差額が変動前残工事代金額の1000分の15を超えるか否かの算定は、個々の施設毎に行うものとする。」とありますが、算定は、個々の施設毎に行うものとするかとありますが、個々の施設毎かつ土木・建築物、プラント設備個別で算定するものと理解してよろしいでしょうか。建設工事は土木・建築工事とプラント工事（設機械設備・配管・電気計装工事）の異業種混同工事になるため工事の各業種で物価等の変動が異なります。	事象発生時に内容を確認の上、協議します。
41	46	別紙3	4	(1)ア(ア)③		設計・建設期間及び運営期間の対価の見直し時に使用する物価指数は、政府の各種統計、日本銀行等の公表する価格指数、その他社会的に相当程度信頼されている資料等から、貴市と協議して決定するものと考えてよろしいでしょうか。 なお、上記で挙げた物価指数等の例は「公共工事標準請負約款の解説（建設業法研究会編書 大成出版社出版）」より引用しており、公共工事標準請負約款ベースの本契約において妥当なものと考えています。	設計・建設業務に係る対価については、事象発生時に内容を確認の上、協議により判断します。 運営業務に係る対価は、入札説明書記載の指標を基本とし、契約協議時に落札者との協議で決定します。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
42	46	別紙3	4		イ 運営業務に係る対価	運営業務に係る対価の改定指標・改定頻度等については事業者が提案可能とされていますが、提案する指標等及びその説明のための別紙を、様式第14号に添付してもよろしいでしょうか。	可とします。
43	46	別紙3	4	(1)イ	物価変動等による改定	対価を構成する費目のうち、(1)から(3)による改定方法が適当でないとして市が認められた費目については、市とPFI事業者が協議の上で別途改定方法を定めるものとありますが、どのようなケースが該当するのか曖昧となるので、判断基準を例示して頂けないでしょうか。	現時点では、具体的な判断基準は設けていませんが、適用する指標の公開がなくなった場合などが考えられます。
44	50	別紙4			共通 物価変動リスク ※2	※2において「建設期間中は基本的には事業者のリスクであるが、著しい物価変動（インフレ・デフレ等を含む）の場合は、市の負担」とありますが「別紙3 4(1)ア 設計・建設業務に係る対価」に基づき物価変動等による改定を行うという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
45	49	別紙4			共通 金利変動リスク	維持管理・運営期間における金利変動リスクについて、入札説明書別紙3では、基準金利の変動リスクは市が負担し、民間調達時の金利スプレッドの変動リスクは事業者が負担することとなっておりますが、それを踏まえてリスク分担表における維持管理・運営期間の金利変動リスクが市が△、事業者が○となっているということでしょうか。	お見込みのとおりです。
46	49	別紙4			共通 不可抗力リスク	不可抗力とは「通常予見可能な範囲外のもの」とであると思料いたしますが、具体的に例示されていない疫病・感染症、戦争・紛争等についても、予見不可能であると判断される場合には不可抗力として扱われるものと理解してよろしいでしょうか。	事象発生時のPFI事業者の対応状況も含めた判断となります。
47	49	別紙4			共通 不可抗力リスク	現在既に発生している事象であっても、それら事象によって生じる具体的な影響の中には、予見不可能なものもあると存じます。それら予見不可能な影響については、「通常予見可能な範囲外のもの」という要件が充足される限りにおいては、不可抗力として扱われるものと理解してよろしいでしょうか。	事象発生時のPFI事業者の対応状況、予期し得なかったかを含めた判断となります。
48	50	別紙4			リスク分担表	「副生成物の処理リスク」について「発生する焼却灰等の確保に関するもの。」について、事業者の負担になっていますが、発注者のごみ質によるものは、発注者の負担との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
49	50	別紙4			設計段階 建設着工遅延	「上記以外の要因によるもの」すべてを事業者リスクとするのは事業者リスクが過大となりすぎます。「PFI事業者の責めに帰すべき事由によるもの」を事業者リスクとして分担し、その上で「上記以外の要因によるもの」として、市のリスクとして分担して頂けないでしょうか。	入札説明書のとおりとします。 当該リスクを回避/緩和できる立場であるPFI事業者がリスクを負うものとします。
50	50	別紙4			建設段階 工事費増大リスク	「上記以外の要因によるもの」すべてを事業者リスクとするのは事業者リスクが過大となりすぎます。「PFI事業者の責めに帰すべき事由によるもの」を事業者リスクとして分担し、その上で「上記以外の要因によるもの」として、市のリスクとして分担して頂けないでしょうか。	入札説明書のとおりとします。 当該リスクを回避/緩和できる立場であるPFI事業者がリスクを負うものとします。
51	50	別紙4			建設段階 工事遅延リスク	「上記以外の要因によるもの」すべてを事業者リスクとするのは事業者リスクが過大となりすぎます。「PFI事業者の責めに帰すべき事由によるもの」を事業者リスクとして分担し、その上で「上記以外の要因によるもの」として、市のリスクとして分担して頂けないでしょうか。	入札説明書のとおりとします。 当該リスクを回避/緩和できる立場であるPFI事業者がリスクを負うものとします。
52	50	別紙4			維持管理・運営段階 ごみ質の変動	「※4 搬入されるごみ等の質の変動は、計画ごみ質の範囲内の変動は事業者負担とし、計画ごみ質に対して著しい変動があった場合には、市、事業者との協議とする」とありますが、処理対象物の性状が要求水準書に定めるごみ質（高質～低質）の範囲内にあっても、その出現頻度により補修費用、変動費用等が大きく変動します。 委託料設定の前提となる運営上の計画ごみ質は、正規分布に基づいた出現頻度を考慮したものという理解で宜しいでしょうか。 また、「計画ごみ質に対して著しい変動があった場合」というのは、計画ごみ質範囲内であっても、その出現頻度が正規分布から大きく外れた場合も該当するという理解でよろしいでしょうか。 要求水準書1. 4. 2 関連する基準・規格等の遵守（1）ごみ処理施設整備の計画・設計要領2017改訂版（社団法人全国都市清掃会議）においても、ごみ質は出現頻度を勘案した設計とされていると存じます。	委託料設定の前提となる運営上の計画ごみ質の出現頻度は、要求水準書等を踏まえて入札参加者の経験に基づき設定してください。 計画ごみ質の範囲内の変動はPFI事業者の負担とします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
53	52	別紙4			リスク分担表	基本的な本事業の建付として、他自治体様分の負担についても、事業契約上の事業者と発注者の関係においては、大分市様が一旦はラップして負担されるという理解で宜しいでしょうか。例えば、ごみ質・ごみ量の変動や不適物混入リスクについて市側負担となっていますが、大分市様以外のごみに起因したものであったとしても、事業者との関係においては大分市様が負担するという形で認識相違ないでしょうか。	本事業における市と事業者間の関係としては、お見込みのとおりです。
54	50	別紙4	※5			「市、事業者との協議とする」とありますが、計画ごみ量に対して著しい変動があり、現状の固定費及び変動費単価が不適となった場合（例えば操業人員の増員や整備頻度の増加や臨時の設備改修の発生、使用する用役の大幅な使用量変更による調達価格の変更などを想定しております。）に際しては、貴市とPFI事業者との間で固定費及び変動費単価の改定についても協議させていただけるものと理解してよろしいでしょうか。著しい変動があった場合には固定費及び変動費単価の見直しに関して協議ができるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
55	52	別紙6	2		運営期間中のモニタリング	入札説明書P.54に基づき、運営期間中における対価の減額の対象は、運営費A①固定費用(発生内容を踏まえエネルギー回収型廃棄物処理施設、マテリアルリサイクル推進施設それぞれ、またはその両方の運営業務委託料(運営費A①固定費用))であり、建設・設計期間の施設整備費には及ばないとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
56	54	別紙6	2	(4)	業務の改善についての措置	ア 是正勧告(第1回目)の(イ)「やむを得ない事由による場合の措置」につきまして、「やむを得ない事由」とは、発注者の責めに帰すべき事由や、不可抗力等の発注者及びPFI事業者の双方の責めに帰すことのできない事由等を含む、PFI事業者の責めに帰すことのできない事由を指すと理解してよろしいでしょうか。	事象発生時のPFI事業者の対応状況も含めた判断となります。
57	55	別紙6	2	(6)	イ 運営期間	[一なお、各年度の補修計画の見直しにより生じる固定費A② 補修費用に關しての未達成(予定の補修を実施しない場合)は、市がその内容を確認の上、PFI事業者の責によらないものと判断する。]とありますが、各年度の補修計画の見直しにより生じる固定費A② 補修費用について、市の内容の確認は、書面でいただけるとの理解でよろしいでしょうか。	詳細は落札者と契約協議時に協議します。
58	55	別紙6	2	(6)	地域経済への貢献金額未達成の場合に係る減額等の措置	設計・建設期間、運営期間ともに、地域経済への貢献金額未達成の場合には、一定の算定式にもとづく金額の支払いが求められています。この点に関し、PFI事業者(SPC)からの追加的なキャッシュアウトの可能性が存在することは、融資金融機関から、不測の事態に備えたSPC内での現預金リザーブや資金抛出などの対応を求められることも想定され、事業費の増加に繋がる可能性があります。 未達の場合の措置に関して、金銭的なペナルティではなく、是正勧告や善後策の協議等にとどめていただけませんかでしょうか。	入札説明書のとおりとします。 実現可能な提案を行ってください。
59	55	別紙6	2	(6)ア、イ		「ただし、当該未達成の発生がPFI事業者の責によらないと市が認めた場合は、この限りでない。」とありますが、予期せぬ要因(例えば発注予定地元企業の倒産、事業撤退、事業縮小、事業内容変更、M&A等)による未達成の場合については、「PFI事業者の責によらない」事由と見做され、事業者は地元発注の努力を継続するものの、当該金額分は提案金額より控除され、減額等の措置の対象とならないものと理解してよろしいでしょうか。	事象に応じての判断となります。 左記の場合、事業者は地元発注の努力の内容を踏まえての判断になると想定されます。
60	55	別紙6	2	(6)イ	地域経済への貢献金額未達成の場合に係る減額等の措置	余熱利用施設運営業務に係る地域経済への貢献金額が提案を下回った場合、未達成分のペナルティはPFI事業者ではなく余熱利用施設運営事業者が支払うという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、余熱利用施設運営業務に係る地域経済への貢献金額未達成の場合に係る減額等の措置については、落札者との契約協議時に余熱利用施設運営業務委託契約書に追記します。 また、モニタリング結果に伴う運営業務に係る対価の減額等の措置についても同様に追記します。 上記減額等の措置に関する考え方は入札説明書 別紙6に準ずるものとします。
61	56	別紙6	2	(7)	売電電力量未達成の場合に係る減額等の措置	提案売電電力量と実売電電力量の差異を算出する際のごみ質は、PFI事業者が運営期間中に実施するごみ質調査結果計測データを基にする場合、採取場所や時期によっては代表値として不適となる可能性が高いことから、関係各所の計器による計測データを基にした物熱収支から逆算したごみ発熱量を用いるという認識でよろしいでしょうか。	ごみ質については、落札者決定後に協議するものといたします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
62	56	別紙6	2	(7)	売電電力量未達成の場合に係る減額等の措置	電力容量市場の採用に関して「PFI事業者との協議のうえで参加する」とされていますが、参加の可否や参加時の発注者・PFI事業者間の条件について、発注者・PFI事業者双方に不利益が発生しない（ペナルティのみをPFI事業者が一方的に負担するわけではない）ことを前提に協議の上、合意した場合に参加すると考えてよろしいでしょうか。 また、貴市が上記のご認識である場合、事業契約書別紙7に「モニタリング及び対価の減額」を記載する際に、その旨が明確な文言に変更をお願いいたします。	お見込みのとおりです。 後段は、落札者と契約協議時に協議します。
63	56	別紙6	2	(8)	焼却灰、飛灰又は溶融飛灰の各発生量の未達成の場合に係る減額等の措置	「なお、ごみ質（灰分）等が要求水準から変動したか否かはPFI事業者が運営期間中に実施するごみ質調査結果を用いて判断する。」とありますが、ごみ質（灰分）等が要求水準から変動し本号に定める各発生量の未達成が生じた場合は、PFI事業者の責によらない場合として取り扱われるものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
64	56	別紙6	2	(8)	焼却灰、飛灰又は溶融飛灰の各発生量の未達成の場合に係る減額等の措置	「なお、ごみ質（灰分）等が要求水準から変動したか否かはPFI事業者が運営期間中に実施するごみ質調査結果を用いて判断する。」とありますが、ごみ質（灰分）等が要求水準から変動し本号に定める各発生量の未達成が生じた場合は、PFI事業者の責によらない場合として取り扱われるものと理解してよろしいでしょうか。	No. 63をご参照ください。

入札説明書等に関する質問回答書（要求水準書）

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	7	第1編	第3章	3.2.5	電線路	自営線建設工事請負者の工事予定範囲は、添付資料2（P3）に示されている、現況地盤高79mレベルの電柱設置までとの理解で宜しいでしょうか。	PFI事業者が設置する受変電設備の引込点（屋外）※まで自営線敷設工事にて実施します。※添付資料2（P2）のA点 なお、場内に電柱が立つことを前提に造成計画、施設配置をご検討ください。
2	7	第1編	第3章	3.2.5	電線路	自営線建設工事請負者の工事予定範囲の内、事業用地範囲内のルートに関しては、詳細設計時に調整可能と考えて宜しいでしょうか？	自営線の詳細設計時に協議は可能です。 なお、場内に電柱が立つことを前提に造成計画、施設配置をご検討ください。
3	9	第2編	第1章	1.1.2	(1) ス 構内道路	国道10号からの構内道路は、上り車線（3m+3m）下り車線（4m）歩道（2m）の車幅12mで計画して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。 添付資料4も合わせてご参照ください。
4	10	第2編	第1章	1.1.2	(1) セ 門扉、囲障	事業用地の範囲内に囲障（フェンス）を設けるとありますが、小動物等の進入防止の目的（P.215 7.3.1 (2)カ に記載）を満たすことを大前提とし、施工や維持管理の安全性を鑑み、本施設群の現況地盤（79.0レベル）の周囲（法尻・法肩ライン）への設置を基本とする考えでよろしいでしょうか。なお、野生動物がフェンスに近づいた際に、市民が利用するエリアからは見えないよう目隠し等で配慮致します。	不可とします。 囲障（フェンス）は事業用地（添付資料1 緑ライン）に沿って設置とします。
5	12	第2編	第1章	1.1.2	(4) ア(ア) 受入	市民搬入用ストックヤード棟についてPFI事業者が「ごみの受入に際して必要な補助を行う」と記載がありますが、PFI事業者は車両誘導、荷卸し場所の案内、小型計量機の計量記録を行い、荷卸し作業は基本的に搬入者御自身が行うと考えてよろしいでしょうか。ただし、搬入者自身で荷下ろしができない場合等には必要な補助を行うという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	12	第2編	第1章	1.1.2	(4) ア(ア) 受入	「持ち込みにおける車両の渋滞を回避すること等を考慮し」とありますが、繁忙期対応の要員配置検討のため、想定される繁忙期の時期・期間（日数）をご教示頂けますでしょうか。	祝日、ゴールデンウィーク、お盆期間、年末年始の長期連休期間及び引越越しシーズンを想定しております。
7	12	第2編	第1章	1.1.2	(4)ア (イ) 解体・保管施設	環境啓発施設で利用を行わない自転車等の・・・とありますが、自転車は解体はせず、そのまま一時保管することと解釈してよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
8	12	第2編	第1章	1.1.2	(4) ア(ア)受入	持ち込まれたごみの種類ごとにヤードを設けるとありますが、添付資料15記載の搬入ごみヤードの中に自転車の保管スペースも含まれるとの理解で宜しいでしょうか。別途自転車保管用のスペースが必要な場合は、保管台数をご指示願います。	お見込みのとおりです。
9	14	第2編	第1章	1.1.4	(5) キ 地元雇用や地元企業の活用	地元雇用の定義について、構成市町在住者であることを証明する書類は受注後に事業者と市が協議し定めるものとしてもよろしいでしょうか。	可とします。
10	14	第2編	第1章	1.1.4	(5) コ 法定資格者の配置	本項目にて、第2種ボイラー・タービン主任技術者の資格を有する者を配置するとありますが、電気事業法第四十三条第2項による許可を得た主任技術者も該当するという理解で宜しいでしょうか。	ボイラー・タービン主任技術者については、電気事業法第四十三条第2項による選任許可の申請が可能な有資格者であれば問題ありません。
11	14	第2編	第1章	1.1.4	PFI事業者の業務概要	記載されているPFI事業者の業務は、法令に抵触しない限りSPCから構成企業等に委託可で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
12	15	第2編	第1章	1.1.4	(5) ス	什器の手配はPFI事業者で行いますが、貴市及び貴市の別途発注事業者で使用する什器は、要求水準書に記載のある品目以外について、入札段階でPFI事業者には想定できませんので、PFI事業者の範囲外と理解してよろしいでしょうか。	ご経験から通常想定されるものをPFI事業者にてご準備ください。詳細は実施設計時に協議します。
13	15	第2編	第1章	1.1.4	(5) ス	貴市及び貴市の別途発注事業者で使用する什器の修理・更新は、PFI事業者の範囲外と理解してよろしいでしょうか。	PFI事業者の範囲とします。 詳細は実施設計時に協議します。
14	16	第2編	第1章	1.2.3	表2-4ごみの搬入形態	ペット等の小動物の死骸については、排出容器はなしと記載されています。現地での処理時の事業者職員の安全衛生環境確保のため、事業者と市で協議を行ったうえで、容器や袋に入れる等のご指導やルールを設定を実施して頂けないでしょうか。	協議には応じますが、現状は基本的に段ボールや毛布、袋等に入れて搬入されていることを踏まえてください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
15	16	第2編	第1章	1. 2. 3	表2-4 ごみの搬入形態	動物の死骸について、ペット等の小動物の死骸が対象との認識ですが、イノシシやシカ等の大型の動物が搬入されるケースは想定されますでしょうか。また、想定される場合は焼却炉での未燃排出防止の観点で10kg程度の大きさに解体されてから搬入されるものとの認識でよろしいでしょうか。解体されずに搬入される可能性がある場合、搬入者に対して事前に解体等の処置を行ったうえで搬入頂くようお願い致します。	大型の動物が搬入されることはあります。ある程度のサイズにて搬入されるとの認識です。詳細については、落札者決定後に協議するものといたします。
16	24	第2編	第1章	1. 2. 12	(10) 焼却灰、飛灰、溶融飛灰の品質基準	焼却灰・飛灰・溶融飛灰の品質基準に関して、これらの一般的な性状を踏まえると一部保証が極めて難しい項目がございます。資源化会社各社の受入基準等精査頂き、品質基準についてご再考、協議させて頂けますようお願い申し上げます。	基準値については資源化の委託先に応じて、落札者決定後に協議するものとします。
17	32	第2編	第1章	1. 4. 2	関連する基準・規格等	「最新版」とは、公告時（R4年10月時点）の最新版でよいでしょうか。また公告後に最新版が施行された場合の対応については、実施設計時の精算協議対象でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
18	37	第2編	第1章	1. 5. 9	環境影響評価書の遵守	添付資料1の5号沈砂池に水環境の保全が想定されるエリアとありますが、開示されている環境影響評価書の第11章に『水辺における重要な種及び注目すべき生育地については、工事中の濁水の排水による影響は無いと予測された。』と記載されています。工事中の濁水については5号沈砂池とは別の沈砂容量300m ³ の工事中沈砂池にて対応する計画でよいとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
19	37	第2編	第1章	1. 5. 12	(2) ウ	試運転により発生する【焼却灰、飛灰、溶融飛灰】に関しても貴市の廃棄物処理責任を免れるものではないことから、事業期間と同様に下記の前提としていただけないでしょうか。 ①業務契約形態は市一個別事業者との2者契約 ②試運転期間における残渣の運搬・資源化費用を貴市に負担いただく	要求水準書のとおりとします。
20	38	第2編	第1章	1. 5. 12	(3) オ 運営業務の費用負担範囲	本項目記載内容の一部を、PFI事業者内部で設計・建設業務範囲に変更させて頂くなどの提案は可能でしょうか？試運転は設計・建設業務に含まれるものと理解しております。	可とします。
21	38	第2編	第1章	1. 5. 12	(3) オ 運営業務の費用負担範囲	引渡性能試験終了後から供用開始までの期間における処理量は、全量ではなくPFI事業者からの提案と考えるとよろしいでしょうか？	この段階での搬入先の変更は困難です。全量を見込んでください。
22	42	第2編	第1章	1. 7. 3	仮設工事	仮設工事における事務所や駐車場等に使用する用地は無償貸与との記載がありますが、運営期間中の運営業務を行う事業者やメンテナンス時に業者等が使用する駐車場等については引き続き無償で貸与頂ける理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
23	44	第2編	第1章	1. 8. 4	(2) 性能保証事項表2-34	飛灰・溶融飛灰は薬剤処理前の状態のため、溶出基準は試験項目対象外という理解でよろしいでしょうか（別途飛灰・溶融飛灰処理物の項目あり）。また、ダイオキシン類含有量は飛灰・溶融飛灰処理物と重複する項目のため、どちらか一方に対しての測定でよろしいでしょうか。	飛灰・溶融飛灰の溶出試験も実施してください。ダイオキシン類含有量は飛灰・溶融飛灰とそれぞれの処理物ともに実施してください。
24	44	第2編	第1章	1. 8. 4	(2) 性能保証事項表2-34	作業環境中のダイオキシン類濃度以下の項目と、試験方法・保証条件・備考欄の記載内容がずれていると思われますので、ご確認をお願い致します。	「表2-34 エネルギー回収型廃棄物処理施設の引渡性能試験方法」を別紙のとおり修正いたします。
25	57	第2編	第1章	1. 9. 2	(1) イ、ウ建築工事関係の契約不適合責任	合成高分子系ルーフィングシート防水と塗膜防水の保証期間は、10年保証ができないことから5年と考えるとよろしいでしょうか。	落札者決定後の設計協議の中で、使用箇所、使用材質と合わせて協議するものといたします。
26	63	第2編	第4章	2. 1. 1	(7) 周辺の法面	周囲の法面の落石や景観配慮に対しては、落石（表面被覆材の剥離含む）に対する安全性を最優先としつつ、施工性・工程・コスト・維持管理の合理性を総合的に判断した上で、事業者が考える最適提案とさせて頂いてよろしいでしょうか。対策方法の違いによる工程・コスト影響が非常に大きい項目のため、本提案内容については対面的対話にて貴市との合意を形成した上で計画するという認識でよろしいでしょうか。	緑化を前提に実効性の高い方法をご提案下さい。対面的対話を有効に活用することは可とします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
27	63	第2編	第2章	2.1.1	(10)急速充電設備	災害時も含めた再生可能エネルギーの有効利用を図るため、急速充電設備の設置場所を確保する。また、充電用の電力供給を行うため本施設から設置場所までの配線ルート(配管等)を整備する。とありますが、事業者にて行うのは設置場所と配線ルートの確保及び、必要容量の電源を供給するための配電盤であり、充電設備本体及びケーブル敷設については事業範囲外という理解でよいでしょうか。また、急速充電設備は電気自動車用でしょうか。急速充電設備には数種類の考え方がありますが、想定されている仕様、台数のご提示をお願いします。	前段は、お見込みのとおりです。 後段については、急速充電設備は電気自動車、災害用電源ユニットを想定しておりますが、これに限りません。 また、現時点で想定する仕様、台数はありません。
28	64	第2編	第2章	2.2.1	計量手続き、荷下ろし作業	市民による直接搬入ごみは、計量棟にて搬入時に総重量の計量、市民搬入用ストックヤード棟において小型計量機による有料搬入物又は無料搬入物の計量(混載の場合)、退出時に計量棟で正味重量の計量を行うものとするがあります。一方、各施設での処理に掛かる変動費の精算のために、可燃、不燃、再生物等のごみ種別の重量を回送時に測定するということがよろしいでしょうか。	回送時の計量は想定しておりません。 計量棟のごみ計量機と小型計量器のデータを基に変動費の精算を行います。
29	64	第2編	第2章	2.2.2	(2)未登録者	混載についてエネルギー回収型廃棄物処理施設とマテリアルリサイクル推進施設の両方に荷下ろしをする車両はないものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
30	65	第2編	第2章	2.3.1	自営線敷設工事	PFI事業者からの提示事項について、施設の概要等々の記載がありますが、想定されている工事工程を遵守するためには、いつまでにどの項目のインプットが必要か、ご教示お願いいたします。	電線路の詳細設計を令和5年度に計画しているため、電線の太さ、通信線の種類は、令和5年10月末には必要と考えています。ただし、九州電力送配電(株)への系統接続及び、経済産業省への手続き等が必要となることから、そのことを踏まえ対応して頂くことになります。
31	65	第2編	第2章	2.3.1	自営線敷設工事	PFI事業者が提示する「基本的な諸元及び設計条件」およびPFI事業者が行う「定格遮断電流、配線容量等の計算」について、添付資料-2の設計区分②~④については、自営線工事業者より提示されたケーブル互長に基づきPFI事業者はケーブルサイズの選定を行うことでよろしいですか。その他、ケーブルルート選定や電柱の強度計算等の設計はPFI事業者の所掌範囲外と考えております。	お見込みのとおりです。
32	69	第2編	第3章	3.2.1	(2)数量	5基の記載になっていますが、(4)特記事項アでは、数量設定が可能な記載になっていません。5基のご指定が正と理解して良いでしょうか。	5基を基準に考えています。それを上回る提案を不可とするものではありません。
33	70	第2編	第3京	3.2.1	(4)ヒ 特記事項	「市職員とPFI事業者の休憩室をそれぞれ設ける」とは、計量室内に設けるの理解で良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
34	71	第2編	第3章	3.2.2	(6)ケ 特記事項	「高所に取り付ける照明器具は安全に交換できる構造及び設置場所とする」とありますが、昇降機能付照明器具は生産中止となっているため、高所作業車による交換または、歩廊から点検可能な壁面等に投光器を設置する等の対応という理解でよろしいでしょうか。	可とします。
35	72	第2編	第3章	3.2.3	(3)カ 開閉時間	「開5秒以内、閉10秒以内」とありますが、扉形状のものでは困難とされます。シャッター等での対応となりますがよろしいでしょうか。	ご提案ください。
36	74 118 136 147 150	第2編	第3章 第4章	3.2.7 3.10.4 4.3.2 4.7.6 4.7.12	ごみピット、灰ピット、不燃・粗大ごみ受入貯留ピット、プラスチック製容器包装受入貯留ピットペットボトル受入貯留ピット(土木・建築工事に含む)	照明器具について「安全に交換できる構造」とありますが、歩廊から点検可能な壁面等に等へ投光器設置にてのピット照射を提案させて頂いてもよいでしょうか	可とします。
37	105	第2編	第3章	3.6.14	純水移送ポンプ	3.6.13純水タンクが必要に応じて設置のご指定ですので、純水移送ポンプも同様に必要に応じて設置と考えてよろしいでしょうか。	可とします。
38	116	第2編	第3章	3.9.8	(5)シ 特記事項	煙道等の発生防止及び煙突からの飛散防止策を行うこと、と記載がありますが、バグフィルタ後の排ガスの経路は煙道から触媒反応塔ケーシング等を含め煙突まで全てSUS316Lのご指定に従うことと同義と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
39	116	第2編	第3章	3.9.8	(4)付属品	「避雷針」とありますが、避雷導体でもよいでしょうか	可とします。
40	129	第2編	第3章	3.15.3	休炉作業用集じん装置	3.15.2 環境集じん装置と兼用する提案は可能でしょうか。	可とします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
41	131	第2編	第3章	3. 15. 9	(2) 部数	本項目の部数に関しては設計建設期間に納品する説明用のパンフレットの部数という理解でよろしいでしょうか。また、運営期間に調達する施設パンフレットと同様の冊子を指すという認識でよろしいでしょうか。	前段は、お見込みのとおりです。後段は、基本的にお見込みのとおりですが、必要に応じて内容を修正する可能性があります。
42	131	第2編	第3章	3. 15. 12	既設工場模型展示	既存工場の模型については、全て現在既存工場で保管している模型を新環境センターにて展示するという点でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
43	131	第2編	第3章	3. 15. 12	既設工場模型展示	既存工場の模型について、現在の設置台から取り外すことは可能でしょうか。別途事業者で設ける展示台へ移動させ展示することができるかどうか判断したく質問をしております。	取外しが可能かは把握しておりません。なお、展示方法については、協議とします。
44	161	第2編	第4章	4. 9. 3 4. 9. 4	(3)イ 成形品寸法	成形品寸法 縦【1,000】mm×横【1,000】mm×高さ【1,000】mmの内2方向の寸法は、P51～52に記載されたプレス金型の寸法1,000×1,000mmと同義と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
45	161	第2編	第4章	4. 9. 3	(5)特記事項 イ	プラスチック製容器包装圧縮梱包機において、梱包品の袋掛けの要否ならびに、袋掛けの自動・手動について、御指定がありますでしょうか。	プラスチック製容器包装圧縮梱包品の袋掛けについては、要とします。なお、自動・手動につきましてはご提案ください。
46	168	第2編	第5章	5. 2. 1	(5)ト 特記事項	市民搬入用ストックヤードでのごみ受入・積み込み作業の方法、使用車両については、安全性、効率性の観点から事業者で最適と考える方式を提案してよろしいでしょうか。	パッカー車、軽トラックの使用を想定しておりますので、その上でご提案ください。
47	175	第2編	第6章	6. 1. 4	(2) 特別高圧変圧器 ウ 主要項目	要求水準書にてモールド型変圧器を指定されておりますが、容量によっては変圧器メーカーにモールド型での標準品の取扱いがありません。その場合は別の型式（ガス絶縁式）を選定可能でしょうか。	容量によっては変圧器メーカーにモールド型での標準品の取扱いがない場合に限り実施設計時に協議とします。
48	175	第2編	第6章	6. 1. 5	(3) エ 盤構成	高圧配電盤の盤構成については、維持管理の容易性を考慮し、事業者の実績に基づく提案を可としていただけませんかでしょうか。	可とします。
49	175	第2編	第6章	6. 1. 5	(3) エ 盤構成	経済性の観点からマテリアルリサイクル推進施設以外の施設についても高圧配電盤からの給電を提案することは可能でしょうか。その際、マテリアルリサイクル推進施設同様、分岐盤には電力量計を設けます。	可とします。
50	176	第2編	第6章	6. 1. 5	(5) 進相コンデンサ盤 オ 特記事項	「大容量機器には個別に進相コンデンサを設ける。」との記載について、蒸気タービン発電機及び高圧母線に接続された進相コンデンサによる無効電力制御で制御可能なため、個別設置は必要に応じて設置とさせていただいてもよろしいでしょうか。	可とします。
51	176	第2編	第6章	6. 1. 5	(6) エ 盤（負荷）構成	変圧器盤の負荷構成については、維持管理の容易性を考慮し、事業者の実績に基づく提案を可としていただけませんかでしょうか。	可とします。
52	179	第2編	第6章	6. 1. 7	(5) ア 型式	現場操作盤の形式は運用に応じて鋼板製閉鎖式壁掛またはポスト型の他にファン・コンベヤ及びポンプ等は汎用スイッチボックスを適用できるものと考えてもよろしいでしょうか。	第2編第2章1. 4. 2関連する基準・規格等に遵守したものであれば可とします。
53	180	第2編	第6章	6. 1. 8	非常用電源設備	本設備の能力設定にあたり、全停止時からの施設立上げの要件としては、本設備にて焼却炉1炉を立上げる能力を有するものとの理解でよろしいでしょうか。なお、焼却炉複数炉及びマテリアルリサイクル推進施設などの他施設の立ち上げは、蒸気タービン発電機にて自立運転確立後との認識です。	お見込みのとおりです。
54	195	第2編	第7章	7. 1. 1	(1) ネ 工事範囲	既存設備・配管切替（必要に応じて実施）とありますが、既存設備・配管については要求水準書添付資料一式に記載が有るものが対象となり、記載のないものが現地で確認された場合は、その対応と費用負担については別途協議の上決定すると考えて可でしょうか。	協議するものとします。
55	196	第2編	第7章	7. 2. 1	(9) 全体計画	AEDについては専門業者による点検が必要になるため、建設に含めるのではなく、運営側で専門業者とリース契約をして手配することでよろしいでしょうか。	確実に設置されるのであれば、どちらで準備されるかは問いません。
56	197	第2編	第7章	7. 2. 1	(24) 全体計画	「見学者等が利用する部分等については、大分県福祉のまちづくり条例に適合させる」とありますが、高齢者、障害者等が安全かつ容易に施設を利用できるようにするために必要な基準である「基礎的基準」に適合させるという理解でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
57	201	第2編	第7章	7.2.3	(15) 表2-50 建築物諸元	マテリアルリサイクル推進施設の諸元 渡り廊下について、廊下と同程度以上の幅を確保とありますが、消防法上の取扱いで、扉部分は4m2以下とする必要があります。扉部分は除き廊下幅を確保する考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
58	199	第2編	第7章	7.2.3	表2-49 各施設の建築物に係る諸元（エネルギー回収型廃棄物処理施設）	トイレ・洗面所（作業員用）において「長靴洗い場設置」とありますが、トイレ・洗面所内ではなく炉室前室や準備室など動線上適切な場所に設置するとの理解で宜しいでしょうか。	可とします。
59	205	第2編	第7章	7.2.5	(5) 建具	中央制御室への出入りが清浄な区域からであれば、前室の設置は必要ないと考えてよいでしょうか	お見込みのとおりです。 なお、中央制御室から炉室への通路の設置を想定しております。その場合には、前室を設置してください。
60	205	第2編	第7章	7.2.6	(2) エ 表2-36	部屋の仕上げについては、下表を参考とし、同程度もしくはそれ以上の水準の内部仕上げを行うものとする とありますが、機能性、耐久性、メンテナンス性、意匠性等を総合的に判断した上での提案という理解でよろしいでしょうか。	ご提案ください。 設計時にPFI事業者と協議して決定します。なお、協議結果として、市が水準低下と判断する場合は、要求水準書のとおりとします。
61	206	第2編	第7章	7.2.8	(3) 炉室 オ	「ルーフファンを効率的に設ける」とありますが、換気方式は提案によるものとしてもよいでしょうか	可とします。
62	212	第2編	第7章	7.2.10	(7) 表2-58 屋外イベント空間の整備条件（案）	屋外イベント空間の整備条件（案）の中にフリーマーケット出店者のスペース及び1,000人程度の来場者等を想定した天然芝生広場を案としますが、イベント等に多くの来場者が訪れることにより天然芝生の損傷が生じる恐れがあることを考慮した整備条件を提案させていただけないでしょうか。	天然芝生を前提に、損傷等に考慮した整備条件をご提案ください。
63	213	第2編	第7章	7.2.10	(8) フリーWi-Fi	フリーWi-Fiについて「見学者等が利用」とありますが、範囲は見学者等が利用する範囲を事業者にて想定して提案を行うと考えてよいでしょうか	見学者等が利用する範囲でご提案ください。
64	213	第2編	第7章	7.2.10	(14) 小型家電回収ボックス	貴市から貸与される小型家電回収ボックスの形状、大きさを御教示願います。	形状は箱形、大きさは以下のとおりとなります。 約W440×D530×H1475mm ※形状については、本市HP(下記アドレス)をご参照ください。 https://www.city.oita.oita.jp/0143/kurashi/gomi/1369634642108_ecoita4r.html
65	215	第2編	第7章	7.3.1	(2) イ（ウ） 施工	斜面・法面の裸地については、流出係数1.0（大分県林地開発許可審査要領）で計画することとありますが、大分県林地開発許可審査要領に記載がないものについては、大分市開発行為指導要綱に準じると考えて宜しいでしょうか。	落札者決定後の設計協議の中で、協議するものいたします。
66	219	第2編	第7章	7.5.3	(2) ウ 表2-59 構内外灯	20～40m間隔に1本とありますが、設置範囲は、10号線入口から環境啓発施設・管理棟・余熱利用施設の入口までの、主に施設利用者が使用する道路とし、基本的に夕～夜間利用が無いサブゲート以降の処理エリア内の道路に関しては事業者提案と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
67	226	第3編	第1章	1.2.2	用役条件	別途委託業者にて使用するユーティリティー量把握のため、予定される使用量、人数等条件をご教示願います。	60～70名程度を想定しております。 上記を基にユーティリティー量をご検討ください。
68	229	第3編	第1章	1.2.15	地元雇用や地元企業の活用	地元雇用の定義について、構成市町在住者であることを証明する書類は受注後に事業者と市が協議し定めるものとしてもよろしいでしょうか。	可とします。
69	231	第3編	第1章	1.5.4 (2)	廃棄物処理施設長寿命化総合計画の検証	本号(2)第一文及び第二文は事業期間終了後の措置について規定したものと理解しておりますが、続くア及びイとの関係をお示しください。当該ア及びイが事業期間中の要求事項であるように読めるため、その場合は運営業務に関する項目の中に記載があることが良いと考えます。	お見込みのとおりです。 当該ア及びイは事業期間中の要求事項であり、運営業務に関する項目の中に記載があるものとしてお考えください。
70	231	第3編	第1章	1.5.4	(1) 第三者機関による全機能検査の実施	次期事業者が本件施設をどのように運営・維持管理するのかが予測困難ですので、運営期間終了後の運営を担当する市又は市が指定する者が行う「適切な点検、修繕等」とはPFI事業者が整備期間中に実施した点検、修繕等と同等以上の水準であることを前提と理解しておりますがよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
71	231	第3編	第1章	1.5.4	(1) 第三者機関による全機能検査の実施	全機能検査とは引渡し時点において、次期事業者（又は市）が本施設を適切な点検、修繕等を行いながら運営期間終了後2年間に亘り使用可能な状態であることを確認するための試験であるという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
72	231	第3編	第1章	1.5.4	(1) 第三者機関による全機能検査の実施	「PFI事業者に起因する性能未達や著しい損傷」とありますが、次期事業者が操業する中でPFI事業者の帰責性を判断することは非常に困難です。したがって、運営期間終了日に先立ち実施する全機能検査で測定した機能を充足したときは、「PFI事業者に起因する性能未達や著しい損傷」にはあたらないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
73	233	第3編	第2章	2.1	(3)	第2種ボイラー・タービン主任技術者の資格を有する者を配置するとありますが、電気事業法第四十三条第2項による許可を得た主任技術者も該当するという理解でよろしいでしょうか。	ボイラー・タービン主任技術者については、電気事業法第四十三条第2項による選任許可の申請が可能な有資格者であれば問題ありません。
74	236	第3編	第3章	3.1.1	(4)	「PFI事業者は市の指示に従い、収集された不法投棄や罹災ごみ等を受け入れるものとする。」とありますが、事象発生時は事前に、市とPFI事業者の間で協議を行ったうえで受け入れが可能であると判断した際に、市からPFI事業者へ受け入れを指示するという理解でよろしいでしょうか。なお、当該協議においては、受け入れの可否や、受け入れる場合のリスク負担等を書面にて定めるものと考えています。	お見込みのとおりです。
75	236	第3編	第3章	3.1.3	(2) 施設使用料徴収代行	収納した施設使用料は、その金額を市に報告した上で、市が定める方法によって市の指定金融機関へ払い込むものとする。とのことですので、平日の場合は、当日は事業者の金庫等で保管し、翌日の午前中に、土曜日、日祝日の場合は、当日は事業者の金庫等で保管し、次の平日の午前中までに市の指定金融機関へ払い込むという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
76	236	第3編	第3章	3.1.3	(2) 行政使用料徴収	直接搬入者からの徴収した料金を、貴市の指定金融機関へ引き渡すにあたり、係る銀行手数料・振込手数料等と相殺して振込すると理解してよろしいでしょうか。	銀行手数料・振込手数料等はPFI事業者の負担とします。詳細については、落札者決定後に協議するものといたします。
77	236	第3編	第3章	3.1.5	計量カードの発行の支援	収集車両登録及び計量カードの発行は、市及びPFI事業者の双方で行うという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
78	236	第3編	第3章	3.1	受付管理	「PFI事業者は、直接搬入ごみの検査をプラットフォーム内にて実施し、その搬入禁止物の混入を防止すること。特に搬入物の中身が確認できない場合は、その中身について確認するものとする。」とありますが、全量の中身の確認は現実的には不可能であるため、既設事業所をはじめ一般的に行われている対応（要求水準書に定められた展開検査等）を行うものと考えてよろしいでしょうか。	ご提案ください。
79	238	第3編	第4章	4.1.8	災害発生時等の協力	災害ごみの処理にあたっては、種類や量によってごみ処理の変動費だけでなく、設備負荷がかかることによる固定費（補修費）の増加する場合があります。その場合には、貴市と協議の上、固定費の増加分を貴市にて負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	固定費の変更の有無も含め、協議します。
80	239	第3編	第4章	4.2.5	施設運転中の計測管理	PFI事業者は、表3-2に示した計測管理を実施（法的資格を有する第三者機関で実施）することとありますが、マテリアルリサイクル推進施設における、ごみ質、純度、回収量の計測は、PFI事業者による自主計測でよろしいでしょうか。	不可とします。
81	240	第3編	第4章	4.2.5	施設運転中の計測管理表3-2	マテリアルリサイクル推進施設において、別途委託事業者が手選別を行う「缶・びん類ライン」、「ペットボトル処理ライン」、「プラスチック製容器包装処理ライン」の選別後の純度は、PFI事業者の保証範囲外との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、機械選別となる缶類の回収物に対する純度等については、PFI事業者の保証範囲とします。
82	241	第3編	第7章	7.1.3	(2)	「市は、運営期間を通じ、電気事業者等と余剰電力の取扱いに関する契約を締結する。」とあります。売電に係るアンシラリーサービス料金は貴市が負担するとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
83	251	第3編	第7章	7.3.2	(2) (3)	資源化物の搬出について、搬出車両への積込作業も含めてPFI事業者の範囲外となっていますので、搬出計画・車両の手配は大分市様が行うという理解でよろしいでしょうか。	搬出計画については、PFI事業者の業務範囲とし、車両の手配については市の業務となります。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
84	251	第3編	第10章	10.2	(3)	環境学習コーナー内の啓発用図書等は、現施設からの移設との理解でしょうか。それとも事業者が新たに準備する備品でしょうか	PFI事業者にて、市と協議の上で準備してください。
85	256	第3編	第10章	10.2	(2) アイ	市からの依頼がある展示に関して、市から展示物が持込まれ、展示スペースにてPFI事業者が展示するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
86	257	第3編	第10章	10.5	屋外イベント空間等の管理・運営	PFI事業者が本事業の基本方針である「市民に開かれた施設」に沿う形で自主事業を提案しイベント等を本施設で行う際は、事業者の諸室使用料等はかからないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
87	257	第3編	第10章	10.5	屋外イベント空間等の管理・運営	PFI事業者が本事業の基本方針である「市民に開かれた施設」に沿う形で自主事業を提案しイベント等を本施設で行う際は、参加者の料金としてPFI事業者がそれにかかる費用（材料費等）を徴収できるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
88	259	第3編	第11章	11.3	(1)	見学者対応（事前予約対応及び当日受付対応等）の方法は事業者からの提案を行い受注後定めるという理解でよろしいでしょうか	お見込みのとおりです。
89	261	第3親	第12章	12.1	(7)啓発指導業務	計量棟及び市民搬入用ストックヤードにおいて「市は、本施設に持ち込まれたごみに対して搬入者への啓発指導を行う」一方で「PFI事業者が実施する受付管理業務の搬入管理を排除するものではない」とありますが、受入可否の判断に関して搬入者とトラブルになった際には貴市に助勢頂けるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
90	261	第3編	第12章	12.1	(8)別途委託事業者の発注・管理業務	ケ 市民搬入用ストックヤード棟からの各施設への場内運搬 とありますが、運搬後、荷下ろしまでが別途委託業者の業務範囲という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
91	261	第3編	第12章	12.1	(8)別途委託事業者の発注・管理業務	別途委託事業者の業務範囲となる「シ マテリアルリサイクル推進施設の管理部分清掃業務」の該当は、どの部分でしょうか。別途委託事業者それぞれの事務室、休憩室、風呂等という意味でしょうか。	要求水準書P200_表2-50に示す、破碎機室、処理機械各室、圧縮機室、電気室、職員控室、休憩室兼仮眠室、更衣室、収納庫以外の諸室等を対象とします。
92	264	第4編	第1章	1.2.3	(2)大分市公衆浴場施行条例及び施行規則 (3)大分市プール維持管理等指導要綱	「大分市公衆浴場法施行条例及び施行規則」との記載がありますが、こちらは「大分市公衆浴場法施行条例及び大分市公衆浴場法施行細則」を指すという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
93	264	第4編	第1章	1.2.3	(3)大分市プール維持管理等指導要綱	「大分市プール維持管理等指導要綱」にある、『(定義)第二条 この要綱において「プール」とは、貯水槽を設けて公衆に遊泳させる施設（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及び同法第124条に規定する専修学校に設置されるもの並びに専ら競技用のみ使用されるものを除く。）をいう。』とありますが、要求水準書にある「ウォーキングプール」は「遊泳(泳ぐこと)」を目的としていないため、本要綱でのプールには該当しないと理解しております。したがって、ウォーキングプールを管理する要員の配置に関しては事業者提案に委ねるとの理解で宜しいでしょうか。	現時点では提案内容が示されていないものに対する回答は、出来かねます。仕様等が決まり次第、関係部署への確認が必要と考えます。
94	265	第4編	第1章	1.2.11	地元雇用や地元企業の活用	地元雇用の定義について、構成市町在住者であることを証明する書類は受注後に事業者と市が協議し定めるものとしてもよろしいでしょうか。	可とします。
95	267	第4編	第2章	2.5.1	(3)	施設使用料は一律の使用料で浴室、ウォーキングプール、多目的室、娯楽室、個室、付帯施設等全て利用できるのででしょうか。それとも諸室ごとの別料金設定となるのでしょうか。	現時点では、利用する施設・設備毎の料金設定を想定しておりますが、提案内容を踏まえ決定する方針です。
96	267	第4編	第2章	2.5.1	(3)	余熱利用施設運営事業者が諸室を使用し、本事業の基本方針である「市民に開かれた施設」に沿う形で自主事業を提案し、プログラム等を実施する際は、事業者の諸室使用料金はかからないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、詳細は、3者協議の上で決定します。
97	267	第4編	第2章	2.5.1	(3)	本事業の基本方針に沿う形で提案する自主事業の実施にあたっては、環境啓発施設運営業務の多目的工房の管理・運営と同様に、参加者の料金は余熱利用施設運営事業者がそれにかかる費用（材料費、講師への業務委託料等）を徴収できるという理解でよろしいでしょうか。	材料費については可としますが、講師への業務委託料等については不可とします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
98	267	第4編	第2章	2.5.1	(10)	「飲食の調理及びその販売は行えない」と有りますが物販（水着等）は可能でしょうか。	可とします。 なお、詳細は、3者協議の上で決定します。
99	267	第4編	第2章	2.5.1	(10)	自動販売機設置に伴い貴市に支払う行政財産使用料、電気代を入札価格に織り込むために、貴市の同種の契約（大分市自動販売機設置事業等）を基に、ご指定ください。 また、事業者の費用の予見性を高めるために、ご指定頂いた費用は運営事業期間中、固定額として頂くようお願いいたします。	行政財産使用料は年度毎、電気代は月毎に算定・請求するため、固定額としてお示しはできません。 なお、金額算定に当たっての計算式は以下のとおりとなります。 【行政財産使用料】 屋内）設置面積×1,000円/㎡×月数 屋外）設置面積×500円/㎡×月数 【光熱水費等の算定方法】 1. 光熱水費等の原則は、以下のとおりとする。 (1) 使用者が電気事業者と直接契約を行い、光熱水費等を直接支払うことを基本とする。 (2) 直接契約により光熱水費等を直接支払うことができない場合は、①、②のいずれか低い方を徴収月額として適用する。 ① 子メーター使用量により、個別に契約を行っているときみなして算定した額。 ② 本メーター使用料金を、本メーター使用量と子メーター使用量で按分した額。 2. 具体的な算出方法は、以下のとおりとする。 (1) 子メーターがある場合 次の①、②のいずれか低い方を徴収月額として適用する。 なお、②の算定方法において、本メーター使用量等から子メーター使用量等を除いても、明らかに本メーター使用料金の基本料金に変更がない場合は、基本料金を按分対象から除外して算定することができる。 ① 個別に電気事業者と契約を行っているときみなし、子メーター一月間使用量をもとに、電気事業者の算定方法で算出する。 ② 徴収月額＝本メーター月額使用料金 ×子メーター一月間使用量÷本メーター一月間使用量 (2) 子メーターがない場合 徴収月額＝1時間当り消費電力量×24時間×稼働率×1kw当り単価×365日÷12ヶ月 (注) 稼働率とは、自動販売機が一日（24時間）のうちの何時間稼働しているかの割合であるので、一日中稼働している場合は1として算定すること。 なお、計算式及び単価は、令和4年度時点のものであるため、変更となる場合もございます。
100	267	第4編	第2章	2.5.1	(13)	「市が無料開放日等を求めた場合」とありますが、無料開放は貴市と事業者とで協議した上で決定するものと理解して宜しいでしょうか。また、参考までに想定されている年間の無料開放日数をご教授ください。	お見込みとおりでです。 なお、現時点では敬老の日前後の1週間以内を想定しております。
101	添付資料2				特別高圧線電線路	敷地外の接続点・受変電開閉所の条件が、現段階では明確でないものと思料します。建設する敷地の広さ・形状や地盤条件等について、入札条件の統一化のため、設定いただけませんか。設定いただけない場合、入札時に提出した前提条件と異なる場合には費用を清算いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	接続点については、九州電力送配電㈱との協議が整いましたので、添付資料2を参照してください。受変電開閉所の用地については、今後購入予定です。敷地広さについては約900㎡を想定しております。造成及び地質調査は、市側で別途発注しますので、現時点で地質については提示できません。 なお、精算条件は想定しておりません。
102	添付資料2				自営線施工範囲	①・②の境に記載された電柱および④・⑤の境に記載された電柱の設計、工事区分は自営線事業者という理解でよろしいでしょうか。	電柱部分については、自営線工事で実施しますが、敷地内建柱場所については自営線詳細設計の中での協議となります。
103	添付資料5				市民が直接搬入するごみ	市民搬入用ストックヤード棟の搬出車両への積込の車両において、PFI業者がパッカー車、平ボディー車へ積み込みとありますが、車両操作は別途委託業者が行うものと解釈して宜しいでしょうか？	お見込みのとおりです。
104	添付資料5				マテリアルリサイクル推進施設外処理フロー（標準案） 3/3	市民搬入ストックヤード棟に一時保管する金属類について、「※搬出車両への積み込みは、市が指定する業者が自ら行う。なお、屋内積み込みが行えるものとし、車両はグラップルクレーン付トラックとする。」とありますが、グラップルクレーン付トラックの仕様不明のため、市民搬入用ストックヤード棟の積み込み作業場の設計については、有効高さを6m、クレーン作業半径は3.5m以内として設計してよろしいでしょうか。	車両については、全長：11,880mm、全幅：2,500mm、全高：3,800mm、車両総重量：25,000kgとなります。 この車両より、グラップルクレーンの作業範囲(最大作業半径、最大地上揚程)については貴社の経験により、想定して下さい。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
105	添付資料8				年度別計画処理量	本資料に提示されたR9年度の計画処理量は、1年分と思料します。R9年度は10月以降6ヶ月の運営期間ですので、6か月分の計画処理量をご提示いただけませんか。	令和9年度は90,272 tを見込んでください。

入札説明書等に関する質問回答書（落札者選定基準書）

No.	様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
						質問はありませんでした	

入札説明書等に関する質問回答書（様式集）

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	第2号				参加表明書 兼 参加資格確認申請書	各様式の代表企業 商号又は名称、所在地、代表者名、代表者印につきましては、貴市への入札参加資格審査申請時（令和4年度）にて登録した内容及び印鑑を使用することによろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	第5号				参加資格確認申請書添付資料	納税証明書（消費税及び地方消費税、法人税、法人市民税）の写し（直近1ヵ年分）とありますが、消費税及び地方消費税、法人税については、未納の税額がないことの証明（「その3の3」（「法人税」及び「消費税及地方消費税」））を提出することによろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	第5号				参加資格確認申請書添付資料	納税証明書（消費税及び地方消費税、法人税、法人市民税）の写し（直近1ヵ年分）とありますが、法人市民税については、貴市に納税義務がある場合に、大分市民税の納税証明書を提出するとの理解でよろしいでしょうか。	大分市を含む構成市の納税証明書がある場合は、そちらをご提出ください。構成市の納税証明書がない場合は任意の場所の納税証明書をご提出ください。
4	第5号一4					公衆浴場（公衆浴場法第1条第1項で規定するもののうち、主に利用者の健康増進を目的としたものであること。）についての運営実績を有していることを証明する書類とありますが、各自治体の公衆浴場法に基づく営業許可申請を取得した施設であり、営業許可申請の際健康増進を目的として登録はしていないものの本事業同様に一般廃棄物処理施設の余熱を利用した、健康増進施設という設置目的を満たした施設の運営維持管理実績があります。①公衆浴場営業許可書、及び②該当施設の健康増進に資する施設として設置されたことを示す仕様書があれば、運営実績を有しているということを証明できるという認識で宜しいでしょうか？	可とします。
5	第14号（別紙1～7）				入札書 費用内訳	費用内訳について適切にご理解いただくことを目的に、元々の様式の趣旨を損なわない範囲で、適宜、項目・費目を追加したり、欄外に補足情報を加えてもよろしいでしょうか。	可とします。
6	第14号（別紙1、3、4、7）				入札価格参考資料（内訳書）、入札価格参考資料（設計・建設業務に係る費用の財源内訳）、SPCの事業収支計画、費用明細書（固定費用）	金額単位が円単位ですが、円で表示するとフォントが小さすぎて、貴市が読みづらい懸念があります。ついては提出物の紙では千円単位の表示、データは円単位で入力をご了解して頂けないでしょうか。	全ての金額が千円未満の単位で「0」となる場合は、可としますが、混在する場合は不可とします。
7	第14号（別紙3）				入札価格参考資料（設計・建設業務に係る費用の財源内訳）	エネルギー回収型廃棄物処理施設、およびマテリアルリサイクル推進施設、スプレー缶・蛍光管等処理保管施設、その他の施設、の由布市の地方債の充当率が75%、90%、100%とありますが、入札説明書別紙3（43頁）では由布市の地方債充当率は交付内外とも100%となっています。 一部（α%）が過疎対策事業債で100%充当、残りが一般廃棄物処理事業債で交付内外により90%、75%となる場合、計算方法は以下で宜しいでしょうか。 1）過疎対策事業債（充当率100%） ①交付金対象内経費 （交付金対象内経費－交付金）×由布市負担率×α%×100% ②交付金対象外経費 交付金対象外経費×由布市負担率×α%×100% 2）一般廃棄物処理事業債 ①（交付対象内経費－交付金）×由布市負担率×（100-α%）×90% ②交付対象外経費×由布市負担率×（100-α%）×75%	計算方法は以下のとおりとなります。 1）過疎対策事業債（充当率100%） 一部過疎地域である由布市は、過疎対策事業債の対象率が20.8%となります。 ①交付金対象内経費 （交付金対象内経費－交付金）×由布市負担率×20.8%×100% ②交付金対象外経費 交付金対象外経費×由布市負担率×20.8%×100% 2）一般廃棄物処理事業債（充当率90%、75%） ①交付金対象内経費 {（交付金対象内経費－交付金）×由布市負担率×90%}－上記過疎対策事業債①の充当額 ②交付金対象外経費 （交付金対象外経費×由布市負担率×75%）－上記過疎対策事業債②の充当額 ただし、入札金額の内訳や実施設計により、各市が負担すべき一般財源（民間資金調達分）の額が確定した後、それぞれの市が建設期間中に一括払いが可能と判断した際には、PFI事業者と協議の上、建設期間中に支払うこととしたいと考えています。
8	第14号（別紙3）				その他施設	黄色に着色されたセルが入力すべきセルと思料しますが、143行目の基金の欄も入力すべきセルと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	様式第14号（別紙4）				SPCのCF	原則消費税除きの記載が求められておりますが、キャッシュフローは消費税の出入りも含める形でよろしいでしょうか。	可とします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
10	様式第14号 (別紙4)				事業収支計画 or 出来ればここに限らず 全体で	「事業収支計画」の項目数の加除、及び名称を会計原則で一般的に使用されているもの等に変更することは可能でしょうか。例えば、「SPCの損益計算書」の営業費用に「割賦元金」とありますが、通常は損益計算書上の費用としては使われないため、修正の必要があると考えております。	可とします。
11	様式第14号 (別紙4)				②営業費用	設計・建設費を記入する欄がございませんが、その他欄に記載すればよろしいでしょうか。	適宜、名称変更や行挿入等を含め作成してください。
12	様式第14号 (別紙4)				SPCのキャッシュフロー表	Cash-inが税引き前当期純利益から開始しており、一般的に公正妥当と認められた会計原則でいうところの間接法を想起させますが、より明確な表記のため、直接法によってキャッシュフローを作成してもよろしいでしょうか。実務上も直接法による管理を行うため効率的であると思料致します。	適宜、名称変更や行挿入等を含め作成してください。
13	様式第14号 (別紙4)				法定準備金残高	法定準備金残高とは、資本準備金と利益準備金のことを指すと理解致します。その場合、資本準備金を出資時に積み立てた場合は、以降の利益準備金の積立は不要と思料致しますが、SPC設立時に出資金の1/2を資本準備金とすることは可能でしょうか。	ご提案ください。
14	様式第14号 (別紙4)				残高・評価指標	EIRR, PIRR, DSCR, LLCRについて、内閣府が公表する算定方法に則り計算すればよろしいでしょうか。 <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>PIRR</p> $I = \sum \frac{C_n}{(1+r)^n}$ <p>I : 設備投資額 (円) Cn : n年目の税引後当期純利益・割賦原価・支払利息 r : 割引率 (PIRR)</p> <p><small>(注) 期中金利、異時点利益を念み、期間を統一。</small></p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>DSCR</p> $DSCR_n = \frac{C_{dn}}{P_n + I_n}$ <p>Cdn : n年目の税引後当期純利益・割賦原価・支払利息 Pn : n年目の借入金返済額 (借入金元本償還額) In : n年目の支払利息額</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;"> <p>LLCR</p> $LLCR = \frac{\sum (\text{元利金返済前キャッシュフローの現在価値})}{\text{借入元本}}$ </div> <div style="text-align: center;"> <p>EIRR</p> $C_{eo} = \sum \frac{C_{en}}{(1+re)^n}$ <p>Ceo : 出資額 Cen : n年目の税引後当期純利益・割賦原価・借入金元本償還額 re : 割引率 (EIRR)</p> </div> </div> <p>※割引率には金融機関からの借入利率を用いる</p> <p>参考 : https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/policy/pfi/vfm-3/04.pdf</p>	お見込みのとおりです。
15	様式第14号 (別紙4)				法人税等	法人税率は以下の算定式、税率から実効税率30.46%で考えれば宜しいでしょうか。入札上の共通条件かと思料いたします。 ・算定式 (法人税×(1+地方法人税+県民税+市民税)+事業税)÷(1+事業税) ・税率 法人税23.20%、地方法人税10.30%、県民税1.80%、市民税8.40%、事業税3.60%	提案する事業所規模等に応じて提案ください。
16					残高・評価指標	EIRR, PIRR, LLCRは投資評価指標なので、毎年出せるものではありません。プロジェクト全体のEIRRを最終年度にお示しすればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
17	様式14号 (別紙4)		■残高・評価指標	※4		当該箇所の「※4 繰延欠損金は最長7年間繰越ができるものとする。」につきまして、平成28年度の税制改正により、平成30年4月1日以後に開始する事業年度において生ずる欠損金額の繰越期間は10年とされたため、正しくは「※4 繰延欠損金は最長10年間繰越ができるものとする。」かと思料致します。つきましては、最長10年間繰越できる前提で、事業計画を作成してもよろしいでしょうか。	可とします。
18	第14号 (別紙5)				運営費内訳	本様式においてその他付帯施設 (余熱利用施設除く) に記載すべき費用は、エネルギー回収型廃棄物処理施設の運営費に含まれるものの内、エネルギー回収型廃棄物処理施設及び計量棟 (他建屋での計量及び表示等のシステムを含む) で発生する運営費を除いた運営費と理解してよろしいでしょうか。	エネルギー回収型廃棄物処理施設の運営費に含まれるものの内、エネルギー回収型廃棄物処理施設のみを除いた運営費をご記入ください。
19	第14号 (別紙7)				費用明細書 (固定費用)	様式のセルF12, F25, F31, F44, F67, 等々に予め数式が入力してありますが、年平均の費用は19.5年の総額を19.5で除する形でよろしいでしょうか。	資源化事業者毎に分けて記載してください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
20	様式15号一 1- 4 (別 紙)				SPCの出資構成及び資 金調達計画	「※3 金融機関等からの融資確約、関心表明等を添付する場合は、添付資料に取りまとめて提出すること。」とありますが、入札時に金融機関から受領する「融資確約」は「関心表明書等の書類」と同等の効力しか持ちません。それを踏まえ、各社の提出資料の内容を適切にご判断いただくことを希望いたします。	お見込みのとおりです。

入札説明書等に関する質問回答書（リスク管理方針書）

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
1				18, 19	金利変動リスク	「運営段階のリスクとして、事業者が負担するリスクへの対応等について、一定の範囲内（運営開始後10年間分）は、負担とする」となっておりますが、運営開始時、及び11年目時に金利率が見直されることとなっておりますので、それぞれ見直される金利率の範囲内において、金利変動リスクを事業者で負担するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2				20, 21	不可抗力リスク	不可抗力とは「通常予見可能な範囲外のもの」であると思料いたしますが、具体的に例示されていない疫病・感染症、戦争・紛争等についても、予見不可能であると判断される場合には不可抗力として扱われるものと理解してよろしいでしょうか。	事象発生時のPFI事業者の対応状況も含めた判断となります。
3				20, 21	不可抗力リスク	現在既に発生している事象であっても、それら事象によって生じる具体的な影響の中には、予見不可能なものもあると存じます。それら予見不可能な影響については、「通常予見可能な範囲外のもの」という要件が充足される限りにおいては、不可抗力として扱われるものと理解してよろしいでしょうか。	事象発生時のPFI事業者の対応状況、予期し得なかったかを含めた判断となります。

入札説明書等に関する質問回答書（基本協定書（案））

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
1	2	3	4	6	PFI事業者の設立	「発注者の事前の書面による承諾なくしてPFI事業者の株式を第三者に譲渡（構成員間における譲渡を含む。）、担保権の設定、又はその他の処分（これらの予約も含む。）をしないものとし、PFI事業者は、構成員以外の第三者に対し、新株又は新株予約権の発行その他の方法により資本参加させないこと。とありますが、PFI事業者が銀行から融資を受ける際、株式に担保を設定することとなりますので、このような担保権の設定にはご承諾いただけるものと認識しておりますが、その理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	2	3	4	7	PFI事業者の設立	「また、その他発注者が適切と認める支援措置を講ずること。」とありますが、事業者提案に基づく財務支援措置が優先されたうえで、その他の支援措置については発注者・構成員間で協議・合意の上で実施されるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	4	7			事業契約を締結しない場合の違約金及び損害賠償	第6条の規定により、発注者が事業契約に関し仮契約を締結しない場合には、構成企業が発注者に違約金等及び損害賠償金を支払う義務を負う規定となっておりますが、当該違約金及び損害賠償金は第6条に該当する構成企業が負担するべきであると存じますので、帰責事由のある構成企業が発注者に違約金等及び損害賠償金を支払うことに変更いただけないでしょうか。	基本協定書（案）のとおりとします。
4	5	12	3, 4		秘密保持	第12条3項第2号の「法令に従い開示が要求される場合」、第4項の「本事業に関して知り得た行政情報に含まれるべき情報に関し、法令その他発注者の定める諸規定に従って情報公開その他の必要な措置を講じることができる。」場合には、情報公開条例に従い開示が要求される場合が想定されていると思料致しますが、PFI事業者の構成企業の営業秘密、ノウハウ等にあたる秘密情報については、大分市情報公開条例7条（2）ア「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのないもの」に該当すると判断された場合、情報公開の例外として開示対象とならないという理解で宜しいでしょうか。 また、発注者が、第12条3項第2号、同条第4項の規定に基づき、PFI事業者の構成企業の営業秘密、ノウハウ等にあたる秘密情報を公開・開示しうる場合は、事前に構成企業と協議いただけるものと理解してよろしいでしょうか。構成企業が有する情報、書類、図面等は、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであることから、確認させていただきたく存じます。	大分市情報公開条例に基づき、判断します。 なお、情報開示に係る取扱いについては、事象発生時に協議を行います。

入札説明書等に関する質問回答書（事業契約書（案））

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
1	別紙内訳書				設計・建設業務に係る対価の年度別内訳額	貴市からの対価の支払年度別の支払金額内訳額に加え、対価の発生年度（債権確定年度）の対価の発生金額内訳額も添付してもよろしいですか。	可とします。 落札者との契約協議時に具体的な資料について協議します。
2	別紙内訳書				運営業務に係る対価の年度別内訳額	貴市からの対価の支払年度別の支払金額内訳額に加え、対価の発生年度（債権確定年度）の対価の発生金額内訳額も添付してもよろしいですか。	可とします。 落札者との契約協議時に具体的な資料について協議します。
3	2	1	1	(17)	用語の定義	現在既に発生している事象であっても、それら事象によって生じる具体的な影響の中には、予見不可能なものもあると存じます。それら予見不可能な影響については、「通常予見可能な範囲外のもの」という要件が充足される限りにおいては、不可抗力として扱われるものと理解してよろしいでしょうか。	事象発生時のPFI事業者の対応状況、通常予見可能な範囲外のものであったかを含めた判断となります。
4	3	2	2		目的及び解釈	文書間の解釈の優先順位について、質問回答書が本約款及び基本協定に劣後しています。質問回答書における回答結果と本約款及び基本協定の内容に齟齬が生じている場合は、契約協議時において、質問回答書における回答内容を本約款及び基本協定に反映させるために、本約款及び基本協定の修正を行うと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	4	5	5		事業用地	「汚染土壌、地中埋設物又は地盤沈下（省略）」とありますが、地盤条件について、事業者は貴市が提供するボーリングデータ等に基づき入札見積前提条件を確定させることとなりますので、事業者が予期し得ない地盤条件が判明した場合も本項の適用を受けることとしていただけますでしょうか。	要求水準書の添付資料2にて提示する地点以外のデータは想定となりますが、資料から想定し得ず、大幅に異なると認められる場合等に限り、協議に応じます。
6	4	5	5		事業用地	NO. 5, 13, 25, 30に関連し、協議を行う場合、協議は下記のとおり進めるという理解でよろしいでしょうか。 ①地盤条件起因の追加費用発生時に、それが「予期しえなかったか」を発注者・受注者間で協議する ②「予期しえなかった」ものと判断された場合には、第5条第5項、第15条第3項第1号、第35条第2項、第36条第1項第1号等に基づき発注者負担と整理される	①はお見込みのとおりです。 ②「予期しえなかった」ものと判断された場合に、第5条第5項に基づき発注者が費用を負担します。また、これに伴い、受注者が設計・建設期間の変更を請求する場合には、第35条第2項に基づき請求できます。ただし、設計の変更及び設計・建設期間の変更は、発注者の責め帰すべき事由による場合ではありませんので、第15条第3項第1号及び第36条第1項第1号は該当しません。
7	4	5	5		事業用地	NO. 5, 13, 25, 30に関連し、「予期しえなかった」か否かの協議を行うにあたり、以下のようなケースについては、「予期し得なかった」ものと判断されると考えてよろしいでしょうか。 ①入札説明書等の発注者から受注者に提供される情報（以下「発注者提供情報」といいます。）に誤り・不足がある、表示が明確でない、実際の現場の条件と一致しない ②発注者提供情報をもとに受注者が地盤条件を合理的に見込んだにもかかわらず、実際の地盤条件がかかる見込みから大きく異なる	発注者提供情報の誤り、実際の現場条件と異なる場合には、予期し得なかったものと判断されることがありますが、受注者が見込んだ地盤条件を基に協議を行います。
8	4	7	1		受注者の役割等	金融機関との協議等、受注者の資金調達のために合理的な協力(融資金融機関側からの要請で、環境影響評価にかかる質問や確認依頼)を行っていただけるという理解でよろしいでしょうか。	要請内容に応じて、可能な範囲で協力します。
9	4	7	2		受注者の役割等	「受注者は、[グループ名]を構成する構成企業のすべてを管理監督し指導するものとし、本事業遂行上の発注者の意向を構成企業全体に周知徹底させるものとする。」とありますが、構成企業は、3者契約の当事者となる場合もあり、各3者契約である冒頭序文の通り、PFI事業者の責任範囲は、当該業務委託契約上の事務手続及び発注者と残渣運搬事業者・残渣資源化事業者間の取次ぎのみとありますので、「受注者は、[グループ名]を構成する本事業契約に係る構成企業のすべてを管理監督し指導するものとし、本事業契約遂行上の発注者の意向を構成企業全体に周知徹底させるものとする。」としていただきたくお願いします。	事業契約書（案）のとおりとします。 本事業全体を通じてPFI事業者の指導・協力等のもとで、必要な対応が講じられることを求めています。 なお、余熱利用施設運営業務委託契約書（案）におけるPFI事業者の責任範囲は事務手続及び取次ぎのみに限定はしていませんので、再確認してください。

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
10	5	8	2		交付金	「発注者及び受注者は、交付金の交付額が整備割賦払金の金額に影響を及ぼすことを認識し、発注者が交付金の交付を受けた実額が交付を受ける想定額と異なる場合には、発注者及び受注者は整備割賦払金の改定等について協議を行う。」とありますが、PFI事業者の帰すべき事由によらず交付金が減額される場合の差額分のお支払い方法については、原則一括で支払っていただくこととし、それ以外の整備割賦払金の増額による支払方法については協議とさせていただけないでしょうか。 融資契約締結後に整備割賦払金の増額の変更契約を行う場合、追加の資金調達については、対応に当たり追加的に発生する金融費用を貴市にご負担いただく必要があることや、対応の可否について融資金融機関との協議や審査手続きが必要となることから、PFI事業者に割賦払金の増額に応じる義務を負わせない形としていただきますようお願いいたします。	原則一括払いとしますが、金額と予算の関係から、その実行を含め、協議を行います。
11	7	15	3		設計の変更	「損害、損失又は費用」には、受注者に発生した合理的な金融費用を含むとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
12	7	15	3	(1)	設計の変更	発注者帰責の設計変更の場合の増加費用のお支払い方法については、原則一括で支払っていただくこととし、それ以外の整備割賦払金の増額による支払方法については協議とさせていただけないでしょうか。 融資契約締結後に整備割賦払金の増額の変更契約を行う場合、追加の資金調達については、対応に当たり追加的に発生する金融費用を貴市にご負担いただく必要があることや、対応の可否について融資金融機関との協議や審査手続きが必要となることから、PFI事業者に割賦払金の増額に応じる義務を負わせない形としていただきますようお願いいたします。	No.10をご参照ください。
13	7	15	3	(1)	設計の変更	事業者が予期し得ない地盤条件が判明したことにより発生する事業者の追加費用は、本号に基づき発注者負担とさせていただきますでしょうか。	事象発生時のPFI事業者の対応状況も含めた判断となります。
14	8	16	4		事前調査	「追加的な費用が増加する場合」とは、受注者に合理的な金融費用が追加的に発生した場合を含むとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
15	8	17	4		本工事に伴う近隣対策	第4項の適用がある場合、「損害、損失又は費用」には、受注者に追加的に発生した合理的な金融費用を含むとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
16	9	17	4		本工事に伴う近隣対策	「入札説明書等において発注者が設定した条件」とは入札説明書52頁「近隣対応リスク」のことを指すと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、これに限りません。
17	9	17	4		本工事に伴う近隣対策	「近隣対策により受注者に生じた損害、損失又は費用（本事業を遂行する当たり受注者において当該近隣対策の実施により生ずる追加的な費用を含む。）」のうち、環境アセス結果及び法令上の規制基準を超過せず、かつ本事業の実施に伴い通常避けることができない事象に対する近隣対策の費用については、本施設の設置そのものに対する費用ですので、発注者にご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	事象発生時のPFI事業者の対応状況、通常避けることができない事象かを含めた判断となります。
18	9	17	4		本工事に伴う近隣対策	No. 17に関連して、事象発生時に内容や状況を確認の上、本事業の実施に伴い通常避けることができない事象か否かを含め協議した結果、受注者に生じた近隣対策費用が環境アセス結果及び法令上の規制基準を超過せず、かつ本事業の実施に伴い通常避けることができない事象に起因している判断された場合には発注者にて負担していただくことが可能という認識でよろしいでしょうか。	想定される近隣対策内容が不明であるため回答は出来かねます。事象に応じた判断になると考えます。
19	14	34	2		工事の一時停止	受注者の責めに帰さない事由による工事の一時停止に伴う増加費用は、例外なくお支払いいただくよう変更いただけないでしょうか。	事業契約書（案）のとおりとします。 事象発生時のPFI事業者の対応状況も含めた判断となります。
20	14	34	2		工事の一時停止	本項に定める協議の後90日以上本件工事再開の通知がされない場合の受注者による契約解除の取り扱いについては、第69条または第72条の規定が準用されるという理解でよろしいでしょうか。	第34条第2項に基づき解除できます。 発注者が本事業契約の定めるところに従って履行すべき対価その他の金銭の支払を遅延した場合は第72条第2項が準用されます。
21	14	34	2		工事の一時停止	公共工事約款第44条に基づき、発注者が建設一時払金の支払いを遅延した場合の受注者の工事中断権について認めていただけないでしょうか。 当該約款においては出来高払いの性格を有する部分払金の支払いが行われない場合に、受注者の工事中断権を認めています。	落札者と契約協議時に協議します。

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
22	14	34	2		工事の一時停止	受注者の責めに帰さない事由により工事の一時停止に伴う増加費用が発生した際に、発注者と受注者で協議を行った結果、当該工事の一時停止に伴う増加費用が受注者の責めに帰しないと判断された場合には発注者にて負担していただくことが可能という認識でよろしいでしょうか。	帰責事由と費用負担については、第34条第3項第1号から第4号の規定を参照してください。
23	14	34	3		工事の一時停止	第3項の適用がある場合、「損害、損失又は費用」には、受注者に発生する合理的な金融費用を含むとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
24	14	34	3	(2)	工事の一時停止	受注者の責めに帰さない事由による工事の停止に伴う増加費用は、原則一括で支払っていただくこととし、それ以外の整備割賦払金の増額による支払方法については協議とさせていただけないでしょうか。融資契約締結後に整備割賦払金の増額の変更契約を行う場合、追加の資金調達については、対応に当たり追加的に発生する金融費用を貴市にご負担いただく必要があることや、対応の可否について融資金融機関との協議や審査手続きが必要となることから、PFI事業者が割賦払金の増額に応じる義務を負わせない形としていただきますようお願いいたします。	No.10をご参照ください。
25	14	35	2		設計・建設期間又は工程の変更	「その責めに帰すことができない事由」とありますが、これには事業者が予期し得ない地盤条件が判明した場合もこれに含むこととさせていただけますでしょうか。	事象発生時のPFI事業者の対応状況、予期し得なかったかを含めた判断となります。
26	15	35	6		設計・建設期間又は工程の変更	「本施設の一般廃棄物処理施設の設置許可申請の取得日が、取得予定日より遅れたこと等の許認可申請及び各種届出にかかる設計・建設期間の変更は、受注者の責めに帰すべき事由によるものとみなす。」とありますが、「受注者に起因する遅れの場合は、受注者の責めに帰すべき事由によるものとみなす。」に変更をお願いいたします。また、発注者の責めに帰すべき事由により当該許認可申請及び各種届出に遅延が生じた場合は、「発注者と受注者は協議の上、工期の変更と変更に伴う追加費用の負担等について決定するものとする。」とありますが、大分市様の責めに帰すべき事由となりますので、公平性を保つために発注者負担に変更をお願いいたします。	事業契約書（案）のとおりとします。
27	15	36			設計・建設期間変更の場合の費用負担	設計・建設期間が変更され完工日が変更となった場合、運営業務に係る対価の支払スケジュールは、完工日から19.5年間にわたって支払われるものと理解してよろしいでしょうか。	P F I 事業者、余熱利用施設運営事業者と協議の上で決定します。
28	15	36	1		設計・建設期間変更の場合の費用負担	第1項の適用がある場合、「損害、損失又は費用」には、受注者に発生した合理的な金融費用を含むとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
29	15	36	1	(1)	設計・建設期間変更の場合の費用負担	受注者の責めに帰さない事由による設計・建設期間変更に伴う増加費用は、原則一括で支払っていただくこととし、それ以外の整備割賦払金の増額による支払方法については協議とさせていただけないでしょうか。融資契約締結後に整備割賦払金の増額の変更契約を行う場合、追加の資金調達については、対応に当たり追加的に発生する金融費用を貴市にご負担いただく必要があることや、対応の可否について融資金融機関との協議や審査手続きが必要となることから、PFI事業者が割賦払金の増額に応じる義務を負わせない形としていただきますようお願いいたします。	No.10をご参照ください。
30	15	36	1	(1)	設計・建設期間変更の場合の費用負担	事業者が予期し得ない地盤条件が判明したことにより発生する事業者の追加費用は、本号に基づき発注者負担とさせていただきますでしょうか。	事象発生時のPFI事業者の対応状況、予期し得なかったかを含めた判断となります。
31	16	38	1		本施設への損害	第1項が適用される場合、「損害、損失又は費用」には、受注者に発生した合理的な金融費用を含むとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
32	16	39			本施設の引き渡し	金融機関からの借入（完工後ローン）に必要となるため、本施設の引き渡し時に貴市からSPCに対し、引き渡しを証する書面の発行をお願いできますでしょうか。	市より整備業務の履行の完了を証する業務完了証を作成し、交付する予定です。事業契約書（案）第33条をご確認ください。記載内容は、必要に応じてPFI事業者と協議します。
33	16	40	1		運営開始の遅延	第1項の適用がある場合、「損害、損失又は費用」には、受注者に発生した合理的な金融費用を含むとの理解でよろしいでしょうか。事象発生時に、帰責者の特定について協議を行うことは承知しておりますが、協議の結果貴市が負担すべき事項と判断された場合、貴市が金融費用を含め負担する（法令変更・不可抗力起因と判断された場合、金融費用を含む負担は別紙3・別紙4に基づき定める）という理解でよろしいでしょうか。	当該遅延を理由とした合理的な金融費用であることをPFI事業者が示し、発注者が認めた場合には、お見込みのとおりです。なお、法令変更又は不可抗力を起因とする場合は、第1項ではなく、第3項が適用となります。

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
34	16	40	1		運営開始の遅延	発注者の責めに帰すべき事由により運営開始が遅延したことが起因として、運営開始までに受注者が待機する機関に係る運営費用(人件費も含む)は受注者において生ずる損害、損失及び費用(合理的な追加費用を含む)に該当するという認識でよろしいでしょうか。	本施設の運営に係る要員を配置した後においては、お見込みのとおりです。
35	16	40	2		運営開始の遅延	第2項について、発注者の責めに帰すべからざる事由の場合の損害、損失及び費用をすべて受注者が負担することとなっており、受注者のリスク負担が過大であると思料します。ついては、「発注者の責めに帰すべからざる事由により」ではなく、「受注者の責めに帰すべき事由により」への変更をお願いいたします。	事業契約書(案)のとおりとします。
36	16	40	2		運営開始の遅延	「また、当該遅延損害金を超える損害、損失又は費用(【中略】)があるときは、受注者はそれらを負担し、発注者に支払うべきものがあれば、直ちに発注者に対して支払うものとする。」を公共工事請負契約約款第55条第5項に基づき削除いただけないでしょうか。 公共工事の請負契約において頻繁に使用される、公共工事請負契約約款第55条第5項では、受注者帰責で工事の完成が遅延した場合、受注者は遅延損害賠償金を支払う義務のみ負っており、遅延損害賠償金を超える損害額を負担する義務までは負っておりません。 工程遅延の場合に実損額を負担するとなると、受注者が過大なリスクを負うためコンテ費用を多く見込む必要があり、結果として入札費用が上昇し、経済合理性を欠くと存じます。従い、公共工事約款の規定と同様、受注者は遅延損害賠償金のみ負担する条件とさせていただけないでしょうか。	事業契約書(案)のとおりとします。
37	16	40	2		運営開始の遅延	「第13条により受注者が環境影響評価の変更等を行った」とは、「受注者帰責により発注者が実施した環境影響評価の変更等が必要な場合」という意味と理解してよろしいでしょうか。	第13条のただし書きのとおり、受注者提案に基づき又は受注者の都合により、発注者が実施した環境影響評価の変更等が必要な場合です。
38	18	42	3		性能保証	本項は不可抗力を原因として本施設が要求水準書等に定める性能保証事項を満たさない場合に、前項(第42条第2項)の規定を適用しない旨定められているところ、発注者の責めに帰すべき事由等の受注者の責めに帰すことのできない事由による場合についても、前項(第42条第2項)の規定は適用されないと理解してよろしいでしょうか。	第3項は、不可抗力に起因する場合の定めとなります。ご質問の場合には、性能保証事項を満たさない要因、帰責事由を含めて協議を行います。
39	21	47	6	(4)	運営業務	「要求水準書等に…問わず、」とありますが、受注者の責に帰すべからざる事由(不可抗力や法令変更による場合を含みます。)により運営対象施設の運転の停止又は一部の運転停止が生じた場合であっても受注者が損害、費用、損失その他の責任の一切を負担することは公平性及び合理性を欠くものと考えます。よって、この場合には受注者は負担する義務を負わないものと理解してよろしいでしょうか。	事業契約書(案)のとおりとします。 「本事業契約に別段の定めがある場合…を除く」との記載のとおり、不可抗力や法令変更の場合は第66条に従います。
40	21	47	7		運営業務	「この内容は発注者と受注者で別途締結する委託契約によるものとする。」とありますが、本事業契約上の業務にも関わらず、別途委託契約を締結する理由をご教示願います。	大分市財務規則第47条に則り別途契約とさせていただきます。
41	23	50	I		第三者による実施	民間資金等活用事業推進委員会の「PFI標準契約1(公用施設整備型・サービス購入型版)」(平成22年3月30日版)21ページの通り、運営受託者から構成企業への委託については、本項を適用しないものと理解してよろしいでしょうか。	構成企業の役割として、運営業務に関わることを予め示した構成企業については、お見込みのとおりです。
42	24	54	3		非常時又は緊急時の対応等	第3項の適用がある場合、「受注者が被った損害」には、受注者に発生した合理的な金融費用を含むとの理解でよろしいでしょうか。 事象発生時に、帰責者の特定について協議を行うことは承知しておりますが、協議の結果貴市が負担すべき事項と判断された場合、貴市が金融費用を含め負担する(法令変更・不可抗力起因と判断された場合、金融費用を含む負担は別紙3・別紙4に基づき定める)という理解でよろしいでしょうか。	第1項又は第2項の事態により発生した合理的な金融費用であることをPFI事業者が示し、発注者が認めた場合には、お見込みのとおりです。 なお、法令変更又は不可抗力を起因とする場合は、第66条に基づきます。
43	24	54	3		非常時又は緊急時の対応等	発注者及び受注者のいずれの責めにもよらない事由により受注者に生じた増加費用及び損害の負担について記載はありませんが、本契約第55条第4項と同様に、発注者と受注者で協議を行い定めることができるという認識でよろしいでしょうか。	本項に記載のとおり、発注者の責めに帰すべき場合を除き、本事業契約に別段の定めがある場合(第66条の法令変更若しくは不可抗力の場合等)を除き、受注者の負担となります。

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
44	24	55	4		容量超過に関する措置	第4項の適用がある場合、「追加費用及び損害」には、受注者に発生した合理的な金融費用を含むとの理解でよろしいでしょうか。 事象発生時に、帰責者の特定について協議を行うことは承知しておりますが、協議の結果貴市が負担すべき事項と判断された場合、貴市が金融費用を含め負担する（法令変更・不可抗力起因と判断された場合、金融費用を含む負担は別紙3・別紙4に基づき定める）という理解でよろしいでしょうか。	第1項又は第2項の事態により発生した合理的な金融費用であることをPFI事業者が示し、発注者が認めた場合には、お見込みのとおりです。なお、法令変更又は不可抗力を起因とする場合は、第66条に基づきます。
45	24	57			ごみ量	本条文について、次条のごみ質の条文の構成と同様に、ごみ量の変動に伴う変動費の算定を規定するのが合理的であると思料します。ついては従来の廃棄物処理施設整備・運営事業の契約条件に基づき下記への変更を行うことが合理的と考えます。 (変更前) 運営対象施設に搬入される処理対象物の量は、要求水準書等に定める計画処理量に対し増減する。 (変更後) 運営対象施設に搬入される処理対象物の量が、要求水準書等に定める計画処理量に対し増減する場合は、変動費の処理単価をもって変動費を算定する。	事業契約書（案）のとおりとします。
46	24	57			ごみ量	計画処理量に対し運営施設に搬入される処理対象物の量が著しく変動したことに起因する、固定費の増加や変動費単価の不整合が生じた場合、入札説明書別紙4 ※5の記載に基づき、固定費や変動費単価の見直しについて協議できるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
47	25	58	2		ごみ質	第2項の適用がある場合、「追加費用及び損害」には、受注者に発生した合理的な金融費用を含むとの理解でよろしいでしょうか。 事象発生時に、帰責者の特定について協議を行うことは承知しておりますが、協議の結果貴市が負担すべき事項と判断された場合、貴市が金融費用を含め負担する（法令変更・不可抗力起因と判断された場合、金融費用を含む負担は別紙3・別紙4に基づき定める）という理解でよろしいでしょうか。	計画ごみ質の範囲を逸脱した処理対象物の処理に伴い発生した合理的な金融費用であることをPFI事業者が示し、発注者が認めた場合には、お見込みのとおりです。なお、法令変更又は不可抗力を起因とする場合は、第66条に基づきます。
48	26	62	3		損害の発生	「カバレッジ」とは「補償」を意味しているのでしょうか。	お見込みのとおりです。
49	26	64	2		対価の改定	物価変動により設計・建設業務対価の変更に至った場合、改訂額の支払方法は、原則一括で支払っていただくこととし、それ以外の整備割賦払金の増額による支払方法については協議とさせていただきます。 融資契約締結後に整備割賦払金の増額の変更契約を行う場合、追加の資金調達については、対応に当たり追加的に発生する金融費用を貴市にご負担いただく必要があることや、対応の可否について融資金融機関との協議や審査手続きが必要となることから、PFI事業者が割賦払金の増額に応じる義務を負わせない形としていただきますようお願いいたします。	No.10をご参照ください。
50	27	64	2	(1)	対価の改定	エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設の設計・建設は、土木・建築工事とプラント工事（設機械設備・配管・電気計装工事）の異業種混同工事になります。各業種で物価等の変動が異なるので、各業種毎に本条項を適用して頂けないでしょうか。	事象発生時のPFI事業者の対応状況も含めた判断となります。
51	27	65			対価の減額	本条に基づき対価の返還若しくは支払留保が選択された場合は、対価の減額と同様に入札説明書別紙6に基づき算定される対価の減額と同等の金額が返還若しくは支払留保されると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
52	27	66	1		法令変更及び不可抗力	第1項の適用がある場合、「追加費用及び損害」には、受注者に発生した合理的な金融費用を含むとの理解でよろしいでしょうか。 事象発生時に、帰責者の特定について協議を行うことは承知しておりますが、協議の結果貴市が負担すべき事項と判断された場合、貴市が金融費用を含め負担する（法令変更・不可抗力起因と判断された場合、金融費用を含む負担は別紙3・別紙4に基づき定める）という理解でよろしいでしょうか。	法令変更又は不可抗力に起因して発生した合理的な金融費用であることをPFI事業者が示し、発注者が認めた場合には、お見込みのとおりです。
53	27	66	1		法令変更及び不可抗力	「本事業契約の変更並びに損害、損失及び費用の負担その他必要となる事項」について、運営開始予定日の変更についても、合理的に必要となった場合に協議させていただけるものと理解してよろしいでしょうか。	協議を行います。

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
54	27	66	3・4		法令変更及び不可抗力	発注者と受注者の協議の結果、法定変更及び不可抗力に該当するとされた事象により本事業契約の解除が起きた際に発生した損害、損失及び費用（受注者に発生した金利スワップ解約コスト等の合理的な金融費用を含む）の費用の負担についても、2項のとおり、それぞれ別紙3、別紙4が適用されるものとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
55	28	69			発注者の任意解約権	余熱利用施設運営業務委託契約が契約解除となった場合、当該契約解除を理由として発注者は事業契約を解除することは出来ない、という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
56	30	74	1	4	違約金等	「第1項の定めにかかわらず、第70条第1項第10号の規定により本事業契約が解除された場合の違約金等は、基本協定第7条によるものとする。」とありますが、第70条第1項第10号による解除に際しては、基本協定書の定めのとおり、違約金は構成企業に課せられるものであり、受注者（特別目的会社たるPFI事業者）に当該違約金の請求は及ばないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
57	30	74	2		違約金等	「発注者は、前項の場合において、第10条の契約保証金をもって違約金に充当することができる。」とありますが、契約保証金が貴市に差し入れられている場合、違約金の支払いは、契約保証金がまず充当（没収）されて、当該違約金の支払いに不足する額がある場合に、貴市に当該不足額を支払うものとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
58	30	74	5		違約金等	「第69条又は第72条の規定により本事業契約が解除された場合、受注者は、発注者に対して、当該解除により被った合理的な損害の賠償を請求することができる。」とありますが、当該解除により被った合理的な損害に、受注者に発生した金利スワップ解約コスト等を含む合理的な金融費用を含むものとの理解でよろしいでしょうか。 事象発生時に、帰責者の特定について協議を行うことは承知しておりますが、協議の結果貴市が負担すべき事項と判断された場合、貴市が金融費用を含め負担する（法令変更・不可抗力起因と判断された場合、金融費用を含む負担は別紙3・別紙4に基づき定める）という理解でよろしいでしょうか。	当該解除により発生した合理的な金融費用であることをPFI事業者が示し、発注者が認めた場合には、お見込みのとおりです。なお、法令変更又は不可抗力を起因とする場合は、第66条に基づきます。
59	30	75	1		本施設の引渡日前の解除の効力	「（中略）受注者から買い受け、引渡しを受けること若しくは施設整備に要した費用の対価を支払うこと又はその両方を行うことができるものとする。」とありますが、①発注者により合格部分の引取りが伴う買取又は②合格部分の引き取りが伴わない対価の支払いの何れかが為されるものと理解してよろしいでしょうか。	①又は②のいずれか若しくは①及び②の両方ができる規定であるため、為されるとは限りません。
60	30	75	1		本施設の引渡日前の解除の効力	「不可抗力・法令変更」による解除が本施設の引渡し日前に起きた場合、「合格部分のうち受注者に所有権が帰属している部分を受注者から買い受け、引渡しを受けること若しくは施設整備に要した費用の対価を支払うこと又はその両方を行」った上で受注者に対して損害、損失及び費用が発生している場合、別紙3もしくは別紙4に基づいて負担方法を定めるものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
61	30	75	3～5		本施設の引渡日前の解除の効力	本条文は、違約金等の存在が前提とされております。ついては、第70条（受注者の債務不履行等による解除）の規定による解除の効力を規定しているものという理解でよろしいでしょうか。	本条は、本施設の引渡し前に本事業契約が解除された場合の条文であり、第70条の規定による解除に限定するものではありません。
62	31	75	4		本施設の引渡日前の解除の効力	仮に本項を、契約解除の帰責事由が「発注者の任意若しくは発注者の責に帰すべき事由」である場合及び「不可抗力・法令変更等の発注者、受注者いずれの責にも帰すべからざる事由」である場合であっても、受注者が自らの費用で原状回復を行う条件であると解すると、著しく契約公平性を欠くと存じます。 従い、本項は第70条（受注者の債務不履行等による解除）の規定による解除の場合にのみ適用されると理解しましたが、この認識でよろしいでしょうか。 また、他の事由による解除（発注者の任意若しくは発注者の責めに帰すべき事由による解除、不可抗力・法令変更等の発注者、受注者いずれの責にも帰すべからざる事由による解除）の場合において、発注者が原状回復を希望する場合は、発注者の費用負担にて行うものと理解してよろしいでしょうか。	本項は、第70条の規定による解除の場合にのみ適用されるものではありません。本項に記載のとおりとなります。

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
63	31	75, 76			本施設の引渡日前の解除の効力、本施設の引渡日後の解除の効力	自治体帰責や法令変更・不可抗力による事業契約の解除時に金利スワップのブレイクコスト等の金融費用が発生したとき、協議を行い当該費用が受注者の責めに帰すべき事象でない事項から発生したとされた場合、合理的な金融費用として自治体負担となる理解でよろしいでしょうか。	発注者の責めに帰すべき事由による事業契約の解除に伴い発生した合理的な金融費用であることをPFI事業者が示し、発注者が認めた場合には、お見込みのとおりです。法令変更又は不可抗力による場合は、No. 54をご参照ください。
64	31	76			本施設の引渡日後の解除の効力	「不可抗力・法令変更」による解除が本施設の引渡日後に起きた場合、受注者に対して損害、損失及び費用が発生している場合、別紙3もしくは別紙4に基づいて負担方法を定めるものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、受注者の所有物に対する損害、損失及び費用負担は含みません。
65	31	76	2		本施設の引渡日後の解除の効力	本項目について発注者が支払い義務を免れるのは受注者による業務の未履行かつ対価を未払いのものを対象とすると思料いたしますが、その理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
66	31	76	3	-	-	引渡後の解除において、原則としては施設整備費割賦料を一括にてお支払いいただける建付けかと存じますが、協議の上で分割にて支払うこととなった場合、割賦手数料も併せてお支払いいただけるとの認識にて問題ございませんでしょうか。	事象発生時の協議により決定します。
67	31	76	3		本施設の引渡日後の解除の効力	「支払いについては、一括して支払うことを原則とし、支払の時期及び方法については、双方協議の上、決定する。ただし、一括して支払う場合は、別紙9に定める整備割賦払金の償還表の当該支払日以降の利息を控除する。」とありますが、整備割賦払金の未払額を一括して支払う場合もしくは、償還表の支払スケジュールを変更する場合、受注者に金利スワップ解約に伴う追加的な金融費用が発生しますが、当該費用につき発注者でご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。契約解除に伴い当初スケジュールの割賦払いを変更する場合、融資契約の変更・解除等に伴い金融費用が発生します。かかる金融費用の発生は発注者の支払方法の選択に起因するものであるため、発注者でご負担いただくことが合理的と思料します。	発注者の責めに帰すべき事由による事業契約の解除に伴い発生した合理的な金融費用であることをPFI事業者が示し、発注者が認めた場合には、お見込みのとおりです。
68	31	78	2		関係書類の引き渡し等	発注者は、事業契約の解除時に受注者が提出した図書等を本施設の運営のために無償で自由に使用できるようになっておりますが、当該図書を第三者に開示、提供する場合に事前に受注者と開示、提供の可否及び範囲について協議して合意の上、開示、提供等いただけるものと理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおり協議を行いますが、第三者が本施設の運営を行う上で必要となる資料は公開することが前提となります。
69	32	81	2		本事業終了に際しての措置	「ただし、発注者の責めに帰すべき事由により本事業契約が終了した場合には、撤去費用に係る損害賠償請求を妨げない。」とありますが、発注者の帰めに帰すべき事由ですので、受注者に追加的に発生する撤去費用に係る合理的な費用はお支払いいただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
70	34	87	3・4		秘密保持	第87条3項第2号の「法令に従い開示が要求される場合」、第4項の「本事業に関して知り得た行政情報に含まれるべき情報に関し、法令その他発注者の定める諸規定に従って情報公開その他の必要な措置を講じることができる。」場合には、情報公開条例に従い開示が要求される場合が想定されていると思料致しますが、PFI事業者の構成企業の営業秘密、ノウハウ等にあたる秘密情報については、大分市情報公開条例7条(2)ア「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのないもの」に該当すると判断された場合、情報公開の例外として開示対象とならないという理解で宜しいでしょうか。	大分市情報公開条例に基づき、関係機関によって開示対象とならないと判断された場合にはお見込みのとおりです。
71	35	89	1	2	著作権等	本項において、発注者は「発注者の裁量により、本事業期間中及び本事業期間終了後も」設計図書を利用できることが規定されておりますが、発注者が自己の裁量で設計図書を利用できる範囲は、発注者が本施設の運営のために利用する場合に限定されると理解してよろしいでしょうか。第78条第2項において、発注者が、受注者から提出された設計図書を含む図書等を、「本施設の運営のために、無償で自由に使用することができる」と規定されていることを踏まえて伺う次第です。	利用範囲は、本施設の運営に限るものではなく、本施設の解体等も想定されます。

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
72	35	92	2		権利等の譲渡制限	「融資に係る担保提供に関する限り、一遅延されないものとする。」とありますが、SPCに融資を行う金融機関を担保権者とし、以下の①~③の担設定することについて、貴市の承諾は頂けるという理解でよろしいでしょうか。 ①SPCの出資者が保有するSPCの株式又は持分 ②SPCが貴市に対して有する債権 ③SPCが有する契約上の地位	お見込みのとおりです。
73	36	96			要求水準書等の変更	貴市のご判断で要求水準書を変更することができる旨の記載がありますが、この変更に伴い、支払金額等の必要な変更を行うと記載されておりますが、要求水準書変更に伴う事業契約の変更は貴市との協議との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
74	40	別紙3			法定変更による費用の負担割合	消費税及び地方消費税の変更については、「1 本事業に直接関連する法令又は税制の制定・改正の場合」に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
75	42	別紙5			保険（第18条、第33条、第62条）	要求水準書P229 1.2.14では、「PFI事業者は運営期間中、本事業の運用上必要と考える保険に加入するものとする。加入する保険の種別等については、市と協議の上決定するものとする。」と記載している一方で、事業契約書別紙5 2には運営期間中の保険として、第三者損賠賠償責任保険と機械保険（火災を除く）と記載されています。これは、事業契約書の「※上記は受注者が付保すべき保険の例示であり、上記以外の保険を付保することを妨げるものではなく 受注者の提案によるものとする。」との記載があるように、事業契約書の保険はあくまで例示であり、運営期間中の付保する保険は事業者が自由に選定してよいという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、第三者損賠賠償責任保険には加入ください。
76	42	別紙5			保険（第18条、第33条、第62条）	建設工事保険とありますが、名称が異なる同等内容の保険を付保することで対応してもよろしいでしょうか。重複する保険を付保することによる事業費増大を懸念しております。	可とします。

入札説明書等に関する質問書（余熱利用施設運営業務委託契約書（案））

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
1	共通					本契約は発注者、余熱利用施設運営事業者、PFI事業者の三者契約ですが、第1条第11項や第5条第1項に記載の通り、本業務は余熱利用施設運営事業者が遂行するものであり、PFI事業者の役割は発注者と余熱利用施設運営事業者との間の調整及び余熱利用施設運営事業者の求めに応じて必要な協力を行うことと考えてよろしいでしょうか。	基本的にはお見込みのとおりです。PFI事業者が発注者と余熱利用施設運営事業者との間の調整を行うとともに、PFI事業者及び余熱利用施設運営事業者は、それぞれ協力して本事業を実施してください。
2	3	5	9		業務遂行	第1条第11項や第5条第1項の記載を踏まえ、本条第9項の苦情対応業務は余熱利用施設運営事業者が責任をもって遂行し、PFI事業者の役割は、かかる業務に際し調整及び必要な協力を行うことと考えてよろしいでしょうか。	基本的にはお見込みのとおりです。PFI事業者は、余熱利用施設運営事業者が責任をもって業務遂行や必要な対応ができるよう、発注者や関係者等との調整及び必要な協力を行ってください。
3	4	7	3		一括再委託等の禁止	第1条第11項や第5条第1項の記載を踏まえ、本条第3項の再委託先等に関する説明業務は余熱利用施設運営事業者が責任をもって遂行し、PFI事業者の役割は、かかる業務に際し調整及び必要な協力を行うことと考えてよろしいでしょうか。	No. 2をご参照ください。
4	4	8	1		P F I 事業者等に対する措置要求	第1条第11項や第5条第1項の記載を踏まえ、本条第1～2項の措置は余熱利用施設運営事業者が責任をもって遂行し、PFI事業者の役割は、かかる措置に際し調整及び必要な協力を行うことと考えてよろしいでしょうか。	No. 2をご参照ください。
5	5	13	1		業務範囲の変更	第1条第11項や第5条第1項の記載を踏まえ、本条第1～2項の協議は余熱利用施設運営事業者が責任をもって対応し、PFI事業者の役割は、かかる協議に際し調整及び必要な協力を行うことと考えてよろしいでしょうか。	No. 2をご参照ください。
6	5	14	1		マニュアルの提出及び確認	第1条第11項や第5条第1項の記載を踏まえ、本条の業務マニュアル作成・管理業務は余熱利用施設運営事業者が責任をもって遂行し、PFI事業者の役割は、かかる業務に際し調整及び必要な協力を行うことと考えてよろしいでしょうか。	No. 2をご参照ください。
7	6	15	1		業務実施計画書	第1条第11項や第5条第1項の記載を踏まえ、本条の業務実施計画書作成・管理業務は余熱利用施設運営事業者が責任をもって遂行し、PFI事業者の役割は、かかる業務に際し調整及び必要な協力を行うことと考えてよろしいでしょうか。	No. 2をご参照ください。
8	6	16	1		業務報告書	第1条第11項や第5条第1項の記載を踏まえ、本条の業務報告書作成業務は余熱利用施設運営事業者が責任をもって遂行し、PFI事業者の役割は、かかる業務に際し調整及び必要な協力を行うことと考えてよろしいでしょうか。	No. 2をご参照ください。
9	6	17	1		本余熱利用施設運営業務委託契約と業務内容が一致しない場合の改善義務	第1条第11項や第5条第1項の記載を踏まえ、本条第1項の改善請求へは余熱利用施設運営事業者が責任をもって対応し、PFI事業者の役割は、かかる対応に際し調整及び必要な協力を行うことと考えてよろしいでしょうか。	No. 2をご参照ください。
10	7	20	1		債務不履行の原因究明等	第1条第11項や第5条第1項の記載を踏まえ、本条第1項の債務不履行に関する通知・原因究明措置は余熱利用施設運営事業者が責任をもって遂行し、PFI事業者の役割は、かかる措置に際し調整及び必要な協力を行うことと考えてよろしいでしょうか。	No. 2をご参照ください。
11	7	21	1		本施設の運営ができない場合の措置	第1条第11項や第5条第1項の記載を踏まえ、本条第1～2項の報告措置は余熱利用施設運営事業者が責任をもって遂行し、PFI事業者の役割は、かかる措置に際し調整及び必要な協力を行うことと考えてよろしいでしょうか。	No. 2をご参照ください。
12	7	21	3		本施設の運営ができない場合の措置	仮に、PFI事業者が提案した余熱利用施設運営事業者の代替事業者が採用され、その結果として地域経済への貢献金額減額に繋がった場合にも、地域貢献未達に係るペナルティはPFI事業者に課されることはないという理解でよろしいでしょうか。	本条項の適用に至った要因にもよるものと考えられますが、発注者がやむを得ないと認めた事由による場合には、お見込みのとおりです。なお、余熱利用施設運営業務に係る地域経済への貢献金額未達の場合に係る減額等の措置については、余熱利用施設運営事業者に課すものとし、落札者との契約協議時に余熱利用施設運営業務委託契約書に追記します。また、モニタリング結果に伴う運営業務に係る対価の減額等の措置についても同様に追記します。上記減額等の措置に関する考え方は入札説明書 別紙6に準ずるものとなります。

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
13	8	23	2		臨機の措置	第1条第11項や第5条第1項の記載を踏まえ、本条第2項の通知業務は余熱利用施設運営事業者が責任をもって遂行し、PFI事業者の役割は、かかる業務に際し調整及び必要な協力を行うことと考えてよろしいでしょうか。	No.2をご参照ください。
14	8	24	2		発注者による業務遂行状況のモニタリング	第1条第11項や第5条第1項の記載を踏まえ、本条第2～3項の発注者のモニタリングへの対応は余熱利用施設運営事業者が責任をもって遂行し、PFI事業者の役割は、かかる対応に際し調整及び必要な協力を行うことと考えてよろしいでしょうか。	No.2をご参照ください。
15	8	25			発注者による業務の是正勧告	第1条第11項や第5条第1項の記載を踏まえ、本条第1～4項の是正措置への対応は余熱利用施設運営事業者が責任をもって遂行し、PFI事業者の役割は、かかる対応に際し調整及び必要な協力を行うことと考えてよろしいでしょうか。	No.2をご参照ください。
16	9	27	2		余熱利用施設運営業務委託料の改定	「前項又はその他本余熱利用施設運営業務委託契約に別段の規定がある場合を除き、余熱利用施設運営業務委託料は変更されない。」とありますが、余熱利用施設の利用人数が著しく増加したことによる運営費用の大幅な増加が生じた際に、余熱利用施設運営業務委託料の変更及び運営方法の変更について協議を行うことは可能でしょうか。	質問のような場合には、協議を行います。
17	9	29	1		法令変更	第1条第11項や第5条第1項の記載を踏まえ、本条第1～2項の報告・協議は余熱利用施設運営事業者が責任をもって遂行し、PFI事業者の役割は、かかる報告・協議に際し調整及び必要な協力を行うことと考えてよろしいでしょうか。	No.2をご参照ください。
18	10	30	2		不可抗力	第1条第11項や第5条第1項の記載を踏まえ、本条第2項の報告・協議は余熱利用施設運営事業者が責任をもって遂行し、PFI事業者の役割は、かかる報告・協議に際し調整及び必要な協力を行うことと考えてよろしいでしょうか。	No.2をご参照ください。
19	13	42	1,6		発注者の損害賠償請求等	賠償金の請求先は余熱利用施設運営事業者であり、万が一、余熱利用施設運営事業者が支払いを履行できない場合でも、PFI事業者に当該賠償金の請求は及ばないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
20	13	42	2		発注者の損害賠償請求等	違約金の請求先は余熱利用施設運営事業者であり、万が一、余熱利用施設運営事業者が支払いを履行できない場合でも、PFI事業者に当該違約金の請求は及ばないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
21	14	43	1		賠償の予約	賠償金の請求先は余熱利用施設運営事業者であり、万が一、余熱利用施設運営事業者が支払いを履行できない場合でも、PFI事業者に当該賠償金の請求は及ばないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
22	14	45	2		損害賠償等	賠償金の請求先は余熱利用施設運営事業者であり、万が一、余熱利用施設運営事業者が支払いを履行できない場合でも、PFI事業者に当該賠償金の請求は及ばないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
23	15	46	1,2		第三者への賠償	賠償金の支払い義務を負うのは余熱利用施設運営事業者であり、万が一、余熱利用施設運営事業者が支払いを履行できない場合でも、PFI事業者に当該賠償金の請求は及ばないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
24	15	48	1		契約の変更	余熱利用施設の利用人数の著しい増加が起き、運営方法や利用人数の著しい増加に起因する運営費用増大に対する余熱利用施設運営業務委託料の変更については本項目に基づき協議をすることが可能ということでしょうか。	質問のような場合には、協議を行います。 No.16をご参照ください。